

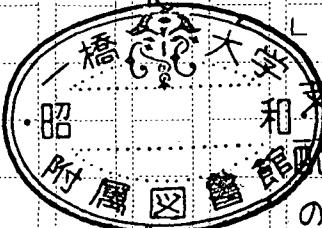
# 唐王朝前半期における食実封制について――当該

国家權力による「均田農民」支配の一環としてみた――

- 一はじめに――課題と方法――
- 二封戸と「百姓」――封戸は「百姓身分」ではなく、「戸」が――
  - 1高宗朝以前の食実封制について
  - 2唐・祖調廟時代における國家の「戸」支配について
    - 1「百姓」の「戸」支配の在り方と高宗朝以前の食実封制
- 三高宗朝以前の食実封制について
  - 1高宗朝以前の食実封制について
  - 2唐・祖調廟時代における國家の「戸」支配について
    - 1「百姓」の「戸」支配の在り方と高宗朝以前の食実封制
- 四食実封制の展開といわゆる開元新制について
  - 1高宗朝以後の食実封制の展開
    - 1封戸なし封戸の在り方をめぐる問題と開元新制
- 五あわりに

唐王朝前半期にあける食実封制について  
一 当該國家権力による「均田農民」  
一環としてみた

山根清志



### 一、はじめに — 課題と方法 —

唐の前半期、國家の基本が律と令との二大法典によつて總べられていたのは既に周知に属するのであるが、その令制下く、無視しえない（と思われる）制度の一つとして、封爵および食封制があつた。

すなわち、封爵は、宗室あるいは庶姓の功業大なる者に対する与えられる榮典であつて、その殊遇は本人一身のみに止まらず、子々孫々まで伝襲するを聽れた。この封爵授与に伴つて与えられるのが食封なのであつて、それ自体はさうに虚封と実封とからなければ、その中、食封の名ありと雖も実なきものが封爵同様く榮譽的色彩の濃い虚封に係り、やがて財産的利益を以て恩澤に与りえたのが

実封である。氏。

したがって、一の実封こそは、封爵が必ずかうを経済的に実現する代表的な形態に属し、当時の社会経済にそれゆえ直接に関連せざるをえない氏のである。これをさらに食封制に即していふなら、食封の名と實とを俱く兼ね備えていると、いう点よりして、実封はまさに該制度における核心であ、氏といふるのである。<sup>(1)</sup> 何よりも社会経済史的関心より関説を意図せる本稿は、したがってかかる実封の制度＝食実封制をめぐって存在しうる諸問題にのみ、その論ずる対象を限定する。

それでには從来、唐の食実封制に関する研究はいかなる軌跡をたどりて今日に及んでいるのであろうか、つぎに少しくこの点についてみておく必要がある。

まずは、仁井田陞氏による「唐代の封爵及び食封制」（一九三九年）があげられねばならない。同氏の一連の業績の中にあって、戦

制度史的であることに大きな特徴をとめていた。が、それだけに、「封爵及び食封制」というより広い枠組の中で、本稿で扱ふうとする食実封制についてと、およそ制度史的視点からするかぎりの概要及び変遷に関するは、同氏のこの労作によつてすでに基本的な線があきらかにされていふといつて過言ではなはないのである。したがつて「唐代の封爵及び食封制」以後の研究史的発展は、客観的可能性からして、まだ現実の結果からしても、次のような二方向であらわれえたのである。すなわち第一に、制度史的見地に立て仁井田氏の基本線を個別的に深化させるか、ないし同氏においてはなお留保的である下点を実証することである。しかるにこの方面で、今後い下ると依然残されている大きな問題の一つは、いわゆる七丁封戸制と三分制に関するのであろう。

次いで第二は、そうして制度史的諸成果とので、

はなく、そうして下制度ないしその変遷を見る  
ことによってて、しろ背後にあり或いはそれと  
関連せる社会的及び経済的な側面・問題に下  
にして照点を当てようとするものである。こ  
のばあいにみては、前に指摘されるごとき今  
に至るもなお残されて、いる制度史的考証の未  
解決部分——いわゆる七丁封戸制や三分制に  
関する等の問題は、それに関説しようとする  
かぎり、他の諸命題との相関の中へ個々の論  
者かいから統一的に位置づけうるのかといふ  
すぐれて解釈上の問題として立ち現れてくる  
に相違ない。

しかして、仁井田氏の論文より後ち、前者  
の方で書かれたのが今堀誠二氏の「唐代封  
爵制拾遺」<sup>(4)</sup>（一九四二年）である。すでに  
同氏の論題からもうかがえるように、基本的  
にはこれは、かの仁井田論文にたいする関係  
においてそれを制度史的に補遺するものであ  
つたといふことができるであろう。

他方、後者の方でとりあげられねばなら

ないのが、戦後になって奇しくも同じ一九六年に著された礪波護氏の「隋の貌闇と唐初の食実封」<sup>(5)</sup>と日野開三郎氏の「唐朝租庸調時代食封制の財政史的考察」<sup>(6)</sup>との両論文である。まずは礪波氏のばあいをみてみよう。隋唐初における個別人身支配の存在を否定しようとする強い動機の下に、同氏はつきのようく論点を定立する。

貌闇とは、豪族の勢力下にある依附戸を中心政府の編戸の民にすることである。だから、實封制とは、封建制のことである。だから、貌闇が完全に成功し、食實封制を有名無實化して、はじめて個別人身支配が貫徹する筈である。

然るに、いざれもそろはなんていない、し乍らて隋唐初を個別人身支配の時代と規定することはできない、といふのである。食実封は、本来の制についでは、「唐初期の食實封は、本来の規定を無視し、すこぶる廣範に施行されば」とする。使用せられている封建制概念からだとする。

(個別人身支配概念と対立させられる以上は、単なる史料用語としての封建制ではまい)がさだかではないのを問わないとしているよう見受けられる。

その第一は、「国制」としての食実封制それ自体の性格と、その現実的運用における特定期面で「本来の規定を無視し、すこぶる廣範に施行され云々」ことと無区別に混同し、後者の「現実」を以て、食実封制をば一般的的に「個別人身支配」とう概念とは全く相容れない」とのと断じて云ふ。とりあえず事実認識の面からのみみて、「食、制を逾ゆ」というごとくに食実封が展開するは早くとも高宗期から睿宗期までのことにかぎられ、にと拘らずそこでみとめられ云々「現実」にて唐初の時代全期にわたり食実封制の史的性格を語るのは、それ自体不当な一般化であろう。そのかぎりでならむしろ、玄宗期の肅正の事実をも併せ考えて、高宗期(睿宗

期における国家機能の特殊な在り方の問題一  
 例えは皇帝の個人的恣意の個別の発現形態と  
 「國家必然」との関係など)として処理する  
 一この方が自然ですらあります。「長寧・安  
 樂諸公主は、多く僮奴を縱ながめし、百姓子女を掠  
 して奴婢と爲さして。侍御史袁從之、収め獄  
 に繫ぎて之を治せんとす。公主 上(中宗)  
 に訴え、上、手すから制して之を釋す。從之、  
 奏稱す、「陛下、奴を縱して良人を掠せしめ  
 らば、何を以て天下を理めん。」上、竟く之を  
 釋可。<sup>(4)</sup>ともあるようにはこの時期、一般原則  
 (「一二では良賤制)には立脚し乍らも皇帝み  
 ずからくによるそれへの個別の否定行為は数多  
 く見受けられるのである。それとどう一つ。  
 食実封制かそもそも令制であると云うことを  
 のもつ意味である。前近代と同様に經濟的必然  
 性が法規範の成立に常に一義的・直接的であ  
 ることはいえないのであろうか、かといつて、  
 食実封制が律令的「國制」として存在して

いるのは当該国家権力の主觀的選択にかかる  
ことではなく、やはり一定の經濟的諸關係が  
國家意志（「支配共同體」の意志）を通過し  
て客觀化＝法規範・制度化せられているとの  
と認めねばなるまい。だとするならまさしく、  
食寳封制は律令体系全体に具現される当該  
國家権力の意志の一構成部分としてこそ位置  
づけられるべく、律令がなほ基本的に生命を  
保持してゐる唐初にあつて、もとよりそれ  
は、公權力による法的収奪者＝一般良人への  
基本的支配と、本質におひて抵触ないレ背馳  
するところではありえないようと思われる。  
第二へ。しかしながら一方、下といふ々令  
制下の制度ではあつても、その制度の施行・  
運用の過程を契機として、令制的内容をば内  
部崩壊させていくような関係が成長してくる  
ことは必ずしもありえないことではない。  
唐初の食寳封制かそりゃうものであつてか  
うかは全く別の問題であろう。そのうえ同氏  
のばあい、隋・唐初を個人身支配の行なわ

れ時代とこれらを説くに異説となるべく、隋では貌閣、唐初では食実封制を考察の対象としていたといふのであるから、そこでの唐初の食実封制＝「封建制」とは、自ずから社会構成上の單なる副次的要素といふにとどまらぬ、論理的にはそれから、社会の質規定の面で少なくとも構成的比重を占めていたと主張するに等しいとのであるはずである（そうではなく食実封制＝「封建制」を単なる副次的要素として主張するのであれば、唐初を個人身支配の時代とする説にて必ずしも本質的な異説とはなりえない）。そうして必然とするならば同氏は、唐初の食実封制が当該社会に少なくとも構成的比重を占めていたことを証明せねばならぬ。ところで同氏は、「食實封制や藩鎮體制という形で、個人身支配といふ概念とは全く相容れない、封建制が存在して」というが、食実封制に眞實そのうう意義を含意させうるのは、單べ「自徵」・「移改」・水旱に際する捐免不適用などといつて

“現実”を例示することではない筈である。まさしくそこで問題となるべきのは、もとと皇帝の「恩澤」に媒介されてはじめて成立した個々の封家—封戸関係か、かの高宗期から睿宗期までの現実についてであれ、相対的に公権力の支配から独立せる私的領有關係を形成していしたか否かといふこと、これであろう。かく同氏はこれと証明していく。この点、史料で「其の安樂・太平公主の封は、又戸富戸を取リ、損免の限に在らず」とか、「諸色の應に實封を食てベキ家の封戸は、一定以後、輒く移改すること有るを得ざれ。」などとみえていることは、全体として食実封制に下している封家の関心が奈辺にあつたものかを示唆していよう。すなわち封家の関心は、その封戸を私的・個別的な領有關係のもとに置くことにあるのでなく、いなむしろ在地性には殆ど配慮を欠いていろごとくに、却て、封物の有効的な徵収如何といふこの一点にのみ存在していきことが知られる。

のである。このようなり方を示す食実封制は、したがつてその意味について、文字通り社会に下しては寄生的性格を有するとのことでまとめていくでという他ないであろう。それゆえ、高宗・睿宗朝時にあらわれる、封家による「自徵」・「移改」・水旱に際し下損免不適用などといふ“現実”と、ときの皇帝のルーズな「恩澤」拡大に照応するそし下寄生性の助長され下諸結果にすぎないのであって、かかる“現実”的な發展があつかのよう取り扱うことには根柢へおいてとぼしいものであるといわざるえない。これはまた、つづく玄宗期における食実封制の肅正か、封家の側のさし下る抵抗とも密接にかかわっていけるはなぜか、といふ点とともに成就されていくのはなぜか、といける食実封制の肅正か、封家の側のさし下るには左祖できないうく思う所以である。<sup>(8)</sup>

以上、礪波氏の食実封制に下してみた位置づけには左祖できないうく思う所以である。

う。まず食実封制の位置づけに關してみれば、同氏が結論的に導き出したのは、

唐の食封制は封戸内課丁の公税下る租庸調を封物として封家へ与えるのみで、封土は与えず、又封家の恣意的な税役徵収も許していいなか、氏のであるから、封家へ領主的性格はなく、従つて食封制は名を封といふも封建の実体とは程遠いものであつた。

といふことである。この点は、本稿での食実封制へ仄いする認識とむしろ重なり合う部分であると思ふ。が、一言でいうなら、食実封

制を国家の財政的側面からとりあげての日野氏である。そのばあい、分析へ先んじて

同氏は、「高宗の中晚年より武・韋両后の治世はこの（太宗治世の・山根）隆昌太平の余

光に狎れて放漫政治の下に祖業が紊され、當時代、そのあとを承けた玄宗の治世はこの紊乱興と称せられる隆昌を再現した時代」と、時代認識へあらかじめ立ち、食実封制を「二

して大勢の時代的推移をそのまま反映して  
いるものととらえる。その上で、食実封制  
の財政史的考察をば、封家・封戸・封丁の数、  
相続制、封物徵収の方式、封家取得分等の多  
岐くわしくていろいろみるのである。

けれども、こうして下論じ方からでは当然、(一)  
玄宗の食実封制「革新」に対するある意味で  
は過大ともいふべき評価が与えられることが  
なりやすく、さらにはまた、(二)いくつかの複  
合的要因を含んでいると思われる当該制度上  
の諸変遷について、財政史的視点に即して功  
開するあまり、なお重要なありうる要因問題  
題が抜け落ちてしまふ結果を齎してしま  
不思議なことではないうだろう。そうしてその  
として挙げられるべきは就中、ゆゆる一丁封  
戸制と三分制とに関する同氏の理解であるよ  
うに思う。しかし、それを、本稿での焦点  
の一つとも見るはずである。

以上、既往の諸研究との動向を簡単にふ  
りかえてみた。その結果、たゞちに気づか

れるのは、食実封制を制度史的に取り扱つたのであれ必ずしもそれはかりではなかつたものであれ、いずれにかいても、この制度を国家の「均田農民」<sup>(9)</sup>支配との関係でより明確な、いしは意識的に位置づける視角が欠除して、下ことであろう。本稿が食実封制をめぐる問題を取り扱う視角は、むしろこの点に設定される。本稿の副題がそれを表現しているのであろう。

では、そのような視角を設定したばあゝ如何なる論点を浮かび上がらせうるのか、これについてあきらかべねばならぬ。  
さてその食実封制であるか、——唐の初期から存在し下注目すべき<sup>(10)</sup>制度の一つで、しば「賜實封幾何戸」なき表記をとてあらわれる、寡なきけ百戸未満・多きは万户にと反ふ封戸を賜与するのかこれで、下。賜与の主体は勿論朝廷にかかり、賜与の対象となるのは宗室および功臣でそれらを封家といい、賜与される客体が封戸であつた。その間の関

係を下す規定が唐賊役令復原第一〇条である。

諸有功之臣、賜實封者、皆以課戸充、準戸數、州縣與國官邑官、執帳共収其祖調、各準配祖調遠近、州縣官司、収其脚直、然後付國邑官司。其丁亦準此、入國邑者収其庸。仁井田陞氏は『唐令拾遺』でこれを開元七年令として復原している<sup>(1)</sup>。しかしながら、この内容自体は、日野氏によれば「恐らくは国初以来、或は更に溯って前朝以来のものであるかも知れない」<sup>(2)</sup>と考えられ、唐律令制下における食実封制の一般規定<sup>(3)</sup>のごとき位置を占めるものではなかつたかと推察されるのである。すなわち「いかう判るよう」に、國家が有功の臣に賜与する実封戸には「皆な課戸を以て充て」、「戸數に準じて」すなわちその封戸数分の封物<sup>ノ</sup>、祖調庸（丁）が封家の下に入るもの下めである。とはいへ又、「いかうでの規定が遵守されていくかぎりは、封家による封戸から封物收取の形態はあくまで間接なの

であつて、したがつてその封家と封戸との間に、制度のしくみ上ととこと私的かつ人目的な支配・隸属関係が生ずるようなものではなかつたと認められる。顧るに前の礪波氏のはあい、武后期から睿宗期にかけての、かかる「本来の規定」が全く「無視」されているといふ事実があつてからこそ初めて主張される議論でもある。果たしてその時期、本当に封家——封戸が独自に私的かつ人身的な支配隸属関係として成長していふのだろうか、すでにじてこれは、学説史的にいつてと問わねばならぬ一箇の重要な論点でありうるはずである。

ところがこの論点は、それだけの問題としてほどもありえないものである。なぜか。

〔景龍〕三(709)年勅、——其安樂太平公主封、又取富戸、不在損免。百姓著封戸者、甚於征行。——  
といふように、封戸には「皆な課戸を以て充て」とは、とりもなあらず「百姓」の課戸

を以て充てると、いうことであつたからである。  
 いうまでもなく律令的「百姓」は、良賤制における一般良人（民）として、国家の法的収奪の対象であり、かつ又た、「國家—小農」という基本的生産関係をいうにおいては、その「小農」の身分表示であつた。さればこそ律令国家は、かかる「百姓」をば永遠の「百姓」身分として観念しつづけるのである。

州縣の長官・通判官・判官くとつて「其れ百姓」は籍帳に附さずと雖も、亦下監臨の例に同じ。〔15〕

といふのは、それを如実に示すものであるといふべきであろう。

下とするなら、こうした「百姓」こそが封

戸の母体であつたことは、右の論点設定を、次のようには組み替えるのを可能とする。

すなわち、当該社会においては「國家—小農」

（「均田農民」）『關係か基本的生産關係で

あつたか』やがて食実封制の展開によつてそ

れかいかなる侵奪を被り、或はその過程は独  
自に私的かつ人身的な支配・隸屬關係の成長

する過程でありえたのかどうか、ということである。他方、これを「均田農民」の側から見るなら、「百姓」から封戸に著けられるということは、「均田農民」の境遇の上にどのような変化を惹き起こしたのか、氏の關係の下に入ることを、したがって、「百姓」から何か他の身分への移動を意味するのであるのかどうか——、これを問うことでありうる。食実封制を国家の「均田農民」支配との關係で位置づけようとする視角、そこから導き出される論点の第一がこれである。

第二に、これは、封戸の母体が「百姓」//「均田農民」である、といふ事実に直接關係する、ことである。

史料に直面すれば容易に知られるところ、現存するそれによては、「均田農民」の存在形態を直接あきらかにするのは極めて困難なことに属する。しかし、武后期から睿宗期にかけて社会問題化するまでに至る食実

封制は、それがあれにしばしば該制度運用の弊害を下る記事を通して、封戸の置かれている状態を窺い知るべき一定程度の材料を保有しているのである。しかしてもとより、封戸は「百姓」の封戸に著けられし者なのであつた。

「下」とするなら、一方で知られる封戸の置かれていた状態は、「百姓」＝「均田農民」の在り方をさぐる上での、けだし重大な示唆を与えないではあらぬであろう。封戸が「百姓」の中からとて着けられたものである以上、「封戸」と「百姓」とのあたりには、貢納先がすでに個々の封家と國家とであるといふ差異などの生じているのは勿論であるが、かと言へば、家族構成や労働過程等々の面で両者のあいだに断絶が生じていたとほむしろ考えが下といわざるをえないからである。

そのうえ第一の論点を検討して結果が、仮りに、「百姓」から封戸へ著けられるといふことは必ずしも其の「百姓」が新しく別の支

配・隸屬關係の下へ入ることを意味しなひといふものであつてとするなら、なほの「とそうであろう。」

食実封制を國家の「均田農民」支配との關係でみるべきだと私が考えるのは、ひつきどう以上のよくな意味合へおいてなのである。

一のように、食実封制といふ制度とその運用のされ方は、それ自身において、当該國家権力による律令的「百姓」＝「均田農民」支配の内容を窺うべき一つの恰好の題材たりえているこということができる。加えて、景龍三(709)九年、韋嗣立が上疏して諫めて言つて申くは、「臣竊かく食封の家を見るべく、其の數甚だ多し。昨々戸部へ略問するべく、六十餘萬丁を用うると云う、一丁が兩匹なれば、即ち半はれ一百二十萬已上なり。臣貞太府に在りて、毎年庸調絹數を知るが、多くとも百萬を過ぎず、少なくば、七八十萬已來、諸を封家く比ぶれば、入る所全く少なし。」<sup>(6)</sup>とあて、ときく封家の所得分が國家の税收入

を上まわる迄へ至りて、いかが知られる。前  
の点ともかかわらず、唐律令制支配の構造の  
よび性格を検討する上で、質的・量的の二面  
より、おひて、食實封制の到底軽視しえない比重  
ならびに位置が感得せられるのである。  
如上のごとく議論をふまえ、以下行論して  
いくこととする。まずは、第一の論点に關し  
てみてみよう。

## 二、封戸と「百姓」——封戸は「百姓」身

分ではなかつたか——

すなわち、「百姓」より封戸へ著けられる  
といふばかり、「百姓」へとてはそれは、  
新たに別な支配・隸屬關係の下へ入ることを、  
したがつて「百姓」以外の身分に転落するいし  
上昇することを意味したのか、といふ点につ  
いてである。

まず着目されるのは、唐の律・令に封戸か  
どのようであらわしているのかといふことであ  
るが、そこには封戸は独自の身分規定を以て

は与えられていい。けだし考えられること  
 ろは、封戸に独自な身分規定を与える必要性  
 が存しなかつたことであろう。が、はたして  
 本当にそうであつたのだろうか、これが問わ  
 れねばならないとして、るによりと問題なの  
 はそれへと接近する仕方<sup>11</sup> = 方法である。これ  
 がその為のベストなやり方であるかどうかに  
 猶ぶ後考の余地があろうかと思つか、ここ  
 では次のように材料を通して課題にせまる手  
 懸念えていと考える。

すなわち、「武德一(六二四)年三月  
 二十九日、始めて均田賦税を定む。」<sup>12</sup> 凡そ  
 水旱蟲傷災を爲し、十分して四已上を損せら  
 ば祖を免ず。六已上を損せらば調を免ず。<sup>13</sup>  
 已上なれば課役俱に免ず。<sup>14</sup> とあつて、唐初頭  
 からんの存在が確実な、わゆる唐令水旱条<sup>(15)</sup>であ  
 る。といふのは、既に封戸が「百姓」と身分  
 を異にせねばならぬい存在である、たとれば、  
 当該規定は「百姓」に対象を限って適用せら  
 れ、却て封戸に対する同様の事態には国家

は別に新尺なる条数を入れて臨まねばならなか  
たであろう。特にことわりのあるばあいは別  
として、元来異なる諸身分間に、一つの法を  
全く同一に適用することは考えにくいうに  
思ふからである。因みに、公權力の立場から  
して、封戸にも損免のケイスか想定されてい  
たことは後述の如くして自明であるが、前掲  
所引・景龍三年勅によると亦尺推測しうる。  
では、封戸に下いする損(捐)免はどのよ  
うなかたでなされたのであらうか。検討の  
対象として先ず挙げられるのが、武三思の実  
封をめぐっての事例である。すなわち、旧唐  
書卷九韋安石伝附巨源伝に神龍(705-706)  
年間のこととして、

時武三思先有實封數千戶在貝州。時屬大水  
刺史宋環議稱祖庸反封丁並合捐免。巨源以  
爲穀稼雖被湮沉、其蠶桑見在、可勒輸庸調。  
由是河朔戶口頗多流散。

と記し、同卷九宋環伝には、

中宗幸西京、令環權檢校并州長史、未行、

又帶本官檢校貝州刺史。時河北頻遭水潦、百姓飢餉、三思封邑在貝州、專使徵其租賦、環又拒而不與、由是爲三思所擠。

と載せている。ここでは第一に、ときに武氏はひきつづいて専横を極めてあり、封物の徵収に専使が遣わされて、いることなど既に間接的な収取の原則が歪曲されるに至っているのを窺いうるか、「刺史宋環議して稱すらく、祖庸及封丁、並びに捐免可合し」と。「環は又下拒みて與えず」とあるように、その一方で貝州刺史宋環が、部内農民下る当該封戸に対し親民官としてなお独自の權能を保持しているのを見逃しえない。「専使徵其租賦」のような封家の封戸に対する直接的な対応が、現実においては統べて野放であつた訳ではなまのである。ましてそれが合法であつたとはいえないのであろうことは、右の如き權能發動を直接の原因として宋環が処罰されてはいることからして推測されるのである。第二に、これら巨源・宋環の両伝にはそれぞれ「戸口」。

「百姓」がみえて、いるか、文勢から推して、それらの語は武三思の封戸とと包含して使用せられて、いると理解でき、少なくとも記載上、封戸と「戸口」・「百姓」との差別は、判じがたい。

さらに、韋巨源が景龍三年に殺された後ちの、謚をめぐる李邕の駁論の中には、  
——巨源は屢々台輔を跋みて、専ら勾徵を行ない、條章を廢越して、侵刻を崇尚す。怨を天下に樹てて、生靈を剥害し、兆庶河流離して、戸口は減耗す。況んや三思の食邑、往々て貝州に在るを以て、時久陰に屬し、災多雨に逢うをや。租庸の捐免、令を申くべ昭明なりて、今のみ獨り然るに匪ず、古より易わうざるなり。三思其の封物を庸り、巨源之へ黒端を咎く。以爲えらく、稼穡は湮沉して、菽粟無きと雖も、蠶桑は織経して、庸調を輸すべし、と。——其の罪の四なり。<sup>(19)</sup>

と述べて、封戸の租庸（調）捐免に関する令文

の存在を明示しているのを確認できることに、かの武三思による己が封戸への捐免不適用などといふ天事例が、食実封制の極盛期に当たる一の時期にあてと決して一般的に許容されるものではなかつことが知られるのである。それゆえ、全唐文卷之宋環・論修徳利疏に、

陛下辱降德音、勤恤人隱。此誠蒼生繄賴、明主用心。但河北不登、或須給貸貴、在用遍省、於差料、共遵程式。

とあるのは、前掲巨源伝中にみえた「時大水に屬り、刺史宋環議して稱すらく、祖庸及び封丁、並びに捐免す合し」とこの対応関係においておいてみると、レフカフて「環は又天拒みて與えず」とて刺史としての權能の發動をみた宋環が、その根柢を奈辺に求め天そのかをも示唆しているのであう。

つまり当時、封戸の捐免に関する令文が存在したことは確かであり、又天、恐らくはそれ

いか、下のとであろうと考えられる。然もその  
ばかり、史書記載のあり方からみて、封戸に  
下とするこうし下捐免の現実的処置が、「百  
姓」に下とするそれと明瞭に区別されるとの  
である。下とはみとめか下いこと事実なので  
ある。

下とするなら、前に「申令昭明」とみえた  
封戸捐免に関する令についても、或はそれが水  
旱条令文とは別な某条文であると考えるべき  
必要はないのではないか――むしろこうし  
た見方が強く浮かび上かってくるのが自然で  
あろう。實際、「百姓」を除外して封戸のみ  
が対象である捐免規定といつてそのは、管見  
のかぎり現存史料の中には見出せないのであ  
つて、そのこと自身、封戸に対する捐免が水  
旱条令文を準用することになされていたのを  
ものか下る材料として扱いうる。

そこで、つぎには景龍(707-10)年  
間の事例によてみておこう。すなわち、新  
唐書卷一百一十五 張廷珪伝には、

初、景龍中、宗楚客・紀處訥・武延秀・韋溫等封戶多在河南・河北、諷朝廷詔兩道蠶產所宜、雖水旱得以蠶折租。廷珪謂、兩道倚大河、地雄奧、股肱走集、宜得其歡心、安可不恤其患而殫其力。若以桑蠶所宜而加別稅、則隴右羊馬、山南椒漆、山之銅錫鉛錯、海之蜃蛤魚鹽、水旱皆免、寧獨河南、北外於王度哉。願依貞觀、永徽故事、準令折免。詔可。

とみえる。「」に語られて「」と「」の内容は、全唐文卷三十九 張廷珪・諷河北遭旱澇州準式折免表に詳しい。両者の対照を通して知られる、この一つは、右文にみえる「諷朝廷詔」の詔か、実は

河南・北桑蠶倍多、風土異宜、租庸須別。秋苗若損、唯令折租、乃爲常式者。

自此以後、河南・河北蠶熟、依限卽輸庸調なる景龍二(セリハ)年三月十一日敕で、又下それが、兩道の、封戸のみならず「百姓」一般を対象とする規定であり、たことである。

けだしこれは、神龍中「三思其の封物を慮り、巨源之に黒端を咎く」とあ、下武三思の貝州における実封に範をと、下とのであろうか、但しそれか、敕をもつて公認されるに至つているのは、食実封制運用のルーズ化が景龍中から一層推し進められたことをもののが下つていふと、えよ。にとかかわらずそれ以上に重要ではあるのは、そうでありながらこの敕が、宗楚客以下の封家に対してその封戸への捐免不適用を個々別々に許していふのは決してなく、(1)河南・河北両道の全域に対して、しかも、(2)そこには住む封戸のみならず「百姓」一般までを対象に含んで発布されていふこと、これである。全唐文にみて

伏思景龍之際、時多賊臣、有若宗楚客・紀處訥・武延秀・韋溫等。蔽虧日月、專擅威權、各食實封、遍河南・河北、屬當水旱、屢致蠲除、因而遂矯制命。固非先朝(中宗朝)之本意也。

背景には、宗楚客以下、実封を河南・北に有する“賊臣”が、水旱の際、自己の封戸に下する捐免はしないで済むよう「制命を矯め下」という事情が存在していた。下とするなら、この敕發布以前においては、「制命を矯めうる程の“賊臣”封家の実封といえども、みずから意志に反して「屬水旱に當下りて、屢々蠲除を致す」のを回避しなかつて、ことか浮彫となる。すでにしてここから、封戸とそれ以外の「百姓」とに下にして、この当時（で）すら）それぞれに別々に捐免が施されて、下と想定するのは困難であると思われる。水旱等に伴て捐免が施行されると、いはすなわち、所定の地域内にある、封戸ならびに「百姓」一般を同時に対象とするものであつて、下と考へるべきではなかろうか。さもなければ、景龍二年三月十一日敕がどうしてあのようなか下ちにひいて發布されたのかについてと説明しえないようには私は思う。

宗楚客以下の実封は河南・北にあつ下か、

彼らの意図したところは唯一つ、当地域の水旱等に際してと、それぞれが自己の封戸町捐免をしないで済ませられるよう、その為の条件を確保することに存し下はずである。従てその点下りからいえば、ことからは、彼ら自身の食実封利害のみにかかるる個別・私的な欲求の実現であ、下といふことかでキヨウ。が、実際の実現形式(『景龍二年三月十一日敕』)は、内容に即ではそれにてどまつてはならぬのである。思ふにそし下個別・私的な欲求も、敕での(1)・(2)のごとき内容について、少なく「百姓」一般をも含め下問題としながら河南・北両道全域の、然もめざす封戸のみでなく「百姓」一般をも含め下問題としてとりあげられてはじめて実現可能であ、下、という当時の基本的事情が察せられよう。宗慫客以下の「制命を矯」めることがそのようむしろ注目すべき点が潜んでいるといふべきなのである。

すなわちその第一は、「封戸と「百姓」一般

と それぞれに切り離して論すべきものは  
 観念されてゐうて、それと恐らくは対応する  
 のであろう、両者に云ひする捐免と云ふ、別  
 箇に実施されて云ふとは到底みなしが云い、  
 とである。けだしそつてなければ、「制命を  
 篙」めて発布をみ云ふ當該敕は、「賊臣」封家の  
 の実封に関する内容を盛り込んで云ふで、す  
 に十分であつては云々なのである。しかし云  
 当該敕のごときが云ふてその実現がころみ  
 られていること自体、当時にあける基本的な  
 在り方——捐免実施にあつての封戸と「白  
 姓」との不可分離的な一体化、に制約され、  
 かつそれを反映して云ふとのと考へるよりほ  
 かへないのである。

第二には、全体、食実封における封家——  
 封戸關係の現実的基盤の脆弱さないし欠除と  
 云ふところがあげられよう。その一端は、  
 制命を籠」めうる程の“賊臣”諸封家であつ  
 てと、自己の封戸への捐免がまならぬとい  
 う点へすでに明確に窺はえ云ふ。つまり、自ら

の実封 封戸の捐免に関する裁量ですら、封家の側に、法的客観的＝安定的には安堵されでいいなかっ 手である。況んや、食実封が盛況をきわめ 手と いわれる中宗年間に おいてをやであっ 手。が、こうし 手時代状況であればこそ、封家 — 封戸関係の現実的基盤の脆弱さが、その不安定性をより安定的なとの 手らしむべく、宗楚客・紀處訥・武延秀・韋溫等を駆り立て 手として一向に不思議なことではない。たゞしその場合、中宗期の国家権力のものにあつてと、対封戸の捐免裁量権を個々の封家に委ねる」とは、現にこれまで聽されてはいなし、又 手聽すべからざる原則であつたとみとめられる。けだしそれは、第一の点と絡んで、「封戸と「百姓」とのあいだに、国家支配の上では身分的な差別を生ぜしめないといふ政策基調と直接関係するものであつろう。

従つて、にも拘らず、一へんの封家としての欲望が実現される途は、「敵虜日月、専擅

威權」の彼らではあつてと、かの景龍二年三月十一日敕のごときから下ちを以て、「制命を矯」める」と以外ではありえなかつと了解される。そして翌年、

〔景龍〕三（や。九）年勅、一一其安樂太平公主封、又取富戶、不在損免限。百姓著

戸者、甚於征行<sup>(24)</sup>

との勅<sup>(20)</sup>をみることになるのであるが、これとても、安樂・太平公主に独立した対封戸捐免裁量権が与えられた可能性は薄いと思う。とくの皇帝の両公主に下しする格別な寵愛が両公主によるこのような専擅を一時的・偶然的に惹き起しきにすぎないとのと理解すべきであろう。いづれの史料においても特筆記事としてこれらはあらわれているのである。伏とすれば、そのような景龍二年三月十一日敕へ対置するべく、「願わくは貞觀・永徽の故事に依り、令へ準じて折免せん」といつて張廷珪が求め且つ認められたところとは当然、封戸とそれ以外の「百姓」との両者へ対する

水旱条令文の適用で、て（無論、河南・河北道への）、そのいすれか一方だけが対象ではなかつてのである。全唐文にみえる「……」に令式へ準じて折免するを許さば、蒼生へ在りては幸甚く勝えざらん。」は、そつしてニユアンスを如実に伝えていふと見受けられる。因みに、依るべきとのとして貞觀・永徽の故事が挙げられてゐるのは、食實封制が「制を遞」えることなく運用され乍らのは永徽までであつてといふ認識をその背後に彷彿させる。かくて、以上のようくみてくるならば、封戸とそれ以外の「百姓」との間に、国家権力の側からする差別は基本的にみとめられない。したがつてこの意味では、相互に國家身分上の区別が存在してい灰とは考えられないのである。

だからといって、封戸と封戸ではない「百姓」とが全く同一であつてといえなすことほもちろんである。まずは、その祖調庸（丁）の帰属する先が異なつて、そればかりか、

「安樂・太平公主に至りては、率ね高貸多丁の家を取りて、復下平民の如く捐免する所。有る。<sup>(22)</sup> 封戸と爲る者は軍興より亟かなるリ。<sup>(22)</sup> とあれば、封戸にあひては、下とい水旱条規定で捐免すべき場合に該当してい下としても、ときとして捐免されざる事実のあつ下ことか知られる。<sup>(23)</sup> すなわち、どのようにな發現するかについては様々な色あいかありうるとして、現実的には、封家~~が~~封戸にて一程の封家——封戸關係の下に、個別に、包摶されていく事態が生じえた。ところで、まさしくこの点は、封戸以外の「百姓」にはおこりうべからざることであつたし、おこりうるにはそんに「百姓」より封戸へ署けられるといふ過程が前提されていたのであるから、封戸と封戸以外の「百姓」とが、その意味でま下、相互に全く同一であるわけではないといふこととも可能であろう。しかしながらそれは、本稿のよろな問題意識に立つときは、一体、両者にあける本質的なちがいと判すべきなのであ

ろうか。

へへへで

しかして否応なく問わるべき問題は、例え

ば「專使徵其祖賦」・「又取富戸、不在損免

限」など、むしろ現実の場でこそ進行した諸

事態を、唐賦役令復原第一〇条といつて一般

規定とへ関係でいかにとらえるのか、いな食

実封制の史的意義をかぶるうえでいかく位置

づけ乃至処理すべきか、といふことであらう。

翻つてみたばあい、これまで行論せるところ

は、右のような問題へ対してそもそも何を物

語りうるといふべきなのか、——最後へ、こ

れべついてのべてあかねばならぬ。

すなわち、封家——封戸関係”展開”の実

態を、封家の対封戸捐免裁量権に着目するこ

とから考えればどうか、といふのである。も

とよりまず、この機能が自らへ属するか否か

は、個々の封家へとては「自己の王国」を

さずくうえで不可欠の要件であつてと見做し

えた。といふのは、貞州に在つ下武三思(実

封の実例からしてあきらかなごとく、各州内

にあるいかなる封家の実封戸といえども、それへの捐免を「議稱」しうる権限は、本来又た実際にも其の州刺史の側に存していた。しかしてその実施のあり方は、封戸とて他の「百姓」より区別するのではなく、一律に水旱条令文の規定に準じて行なわれるのであり、加うるに、天災流行せる当時のことであれば、「屬當水旱、屢致蠲除」などというごとく、捐免すべき機会の頻度が決して低くはないから。従つてこうした事情のとては、名は個々の封家の実封戸ではあつて、それでそれぞれの封家の対封戸關係が、根本において州縣による掣肘を永続化され、よつて独自に完結しがちとなるほかはない、からである。実際に捐免を行なうためには凡そ水旱蟲傷の程度が認識されておらねばならず、それが認識されるためには、封戸といえども州縣の状況把握対象下に不斷に置かることを要するであろう。封戸と他の「百姓」とへ区別する「ことなく施行される捐免措置は、それ自体が、

州縣にこそ屬すべきかかる權能の現實的確認形態であり、それはまた封戸にとては、母体たる「百姓」との身分的同一性を認識しつづける場として機能しうるのである。但しこれらは、封家にとては、封戸をば律令的「百姓」から切り離し、その独自かつ私的な支配隸屬關係の下に包摶していこうとするに際して、一の重大な桎梏となるのである。一方では神龍年間、「專使徵其租賦」<sup>7</sup>自徵<sup>8</sup>などの事実が下しかにあらわれるべ至つていだ。封家によるそれぞれの封戸への個別的な対応・収取および収奪強化、といふ事實行為である。が、史料によつて知りうるかぎり、率ねそつし乍行為の主体としてあらわれえている者は、もとより帝の寵愛深き安樂太平諸公主、武三思等の下ぐいであつたのである。この点、少なからぬ事情の考慮を要するのであり、可能な限りそのような諸事實の存在のみによつては、とくの皇帝による「恩澤」行為<sup>9</sup>＝恣意の碎組を越えず、そこへそれ 자체

として独自な封家——封戸関係の進展を認むべきか、なかは、直ちにこれを論じえないといふべきであろう。本質上、単に皇帝の恣意に媒介されるものであつてなら、そこでのルーズな事実行為の積み重ねは、一時的にいかにそれが広範に展開しようと、必ずしもそうちで行為自身の相対的な客觀化へと趣むかないと考えられるからである。

むしろこの問題をつかうかいうるとの一つが、封家における対封戸捐免裁量権の在り方如何、といふことなのである。例えば、事実として一時期「自徵」か現われえたとして、他方で、捐免権が法・制度的に州縣へ厳存しつづけるかぎりは、そつて「自徵」の事実と、究極のところ一の偶然事の域へどするほかないのである。あるのは、依前のまたく、封家——封戸関係における現実的な基盤の欠陥なのである。かの宗楚客・紀處訥・武延秀・韋溫等の行為は、實にこのような脈絡の中へ置いてこそ、その有してい氏歴史的

な意味を浮かび上らせるのである。

けだし彼

らにみられて行為こそ、封家——封戸関係における安定的基盤を確保すべく、すでに「自徴」等に実現の場を見出しえて、いる諸事実行為を、その法・制度化＝相対的客觀化を通じて偶然より必然の域にまで高めようとするこうみの一つである。と云ふようく思う。

ところが、どうであろう。その景龍二年三月十一日敕の内容は、つぎのごとくである。

すなわち、まずそれは、それでの封家をしてみずから封戸をば単独に捐免せしめる（或いはせしめない）といふものではなかつた。ただし、このことの意味は二つある。その第一は、自己の封戸への捐免を、国家の「百姓」への捐免から切り離して問題にするをえなかつたことである。第二は、自己の封戸への捐免をするか否かの裁量についてには、これを封家に聽許しておらないことである。

さて、ては、河南・河北は「水旱ある

と雖も蠶を入れて祖に折可」ということであつた。いうまでなく、宗楚客等、關係封家の下は下書きの下に発布されえたのが、当該敕である。したがつてそこには、彼らの託そうとした意図が多かれ少なかれ表白されてからねばならぬはずであろう。だとするならば、それに拘らず一一からは、国家による律令的「百姓」支配との対立志向は、一般的にハ、てみとめか下いか或いは微弱であつて、いわざるをえない。このことはまた、當時盛況を極めていた食実封制といえども、の宗楚客等をして、必ずやそろし下志向を法制度化=相対的客觀化せしめずにはかないようだ、真宗「封建制」の内実を展開し下ものではなかつたことをこそ示していよう。

そのうえ、第二にそれは、すでに張廷珪によつて評されて、「制命を矯めることの中にしかその発布の為の足場をえてはいい。あくまでも、國家による律令的「百姓」支配の枠組は前提として下上で、「河南

北は桑蠶倍多にして、風土宜しきを異にすれば、祖庸は須く別つべし」とてみずから対象とするごとき一般性をもつものではなかつたし、またそれを見んでもいいなかつた。ひつきよう当該敕の性格は、折しも「日月を蔽虧して、威權を專擅し」え天宗楚客等の諸封家が、およそ自己の実封封戸についてのみ、これを捐免対象の境外に置かんと企図した、多分に詐欺的色彩の濃い、それ 자체として特殊例外的規定にすぎないものであつてとみとめられるのである。

つまるところ、食実封制の極盛期に發布をみて一定の封家——封戸関係の基盤安定化が目論まれ天景龍二(やのハ)年三月十一日敕にあてと、当時にそれとして固有な「封建制」的展開が存在し云々はむしろ窺われず、却て食実封制が、国家による律令的「百姓支配」下位規定られていたのであり、何より

もそのことは、法・制度化を通じては封家の側から終ぞ対封戸捐免権をわかれとのことなしえなか、下点に象徴されていると考えられる。さうに換言するなら、高宗期・睿宗期、ときに食実封制は盛況をきわめたのであるが、下からいってその下で、個々の封家——封戸関係そのものは、相対的に公権力の支配から独立せる私的領有關係の形成へとは必ずしも趨かなか、下ことをこれほどの下示しているのであろう。現に、次のような資料も存在している。その一は、開元戸部断簡中に、勅す。諸色の應に實封を食むべき家の封戸は、一定已後、輒<sup>たゞ</sup>く移改すること有るを得。され。景龍二年九月廿日

とみえ、他の一は前にも引用した、唐会要卷十  
「景龍」三年勅す。——其の安樂・太平公主の封は、又・富戸を取リ、捐免の限に在らす。<sup>(24)</sup>

縁封雜記に、

月十一日敕の後ち、同年九月とその翌年と  
繫年されており、それぞれが相俟つて、景龍  
年間ににおける食実封制展開のありさまをもの  
かげてくれる。

すなわちまず前者によれば、時に当天下り、  
一方での皇帝によるルイズな「恩澤」拡大が、  
他方での個々の封家の間には、度を逸し天下事  
実行為——それぞれの封戸をば「一定已後、  
輒く移改すること有る」がごときを盛行させ、  
さしもの事態に及んでは、遂にはこれを嚴禁  
するよりほかになかつたのである。さらに後  
者によれば、別けても安樂・太平公主のごと  
きは、帝の恩寵の陰にかくれてそうした事實  
行為においても恣意のかぎりをつくすのであ  
るが、しかして右の「移改」のごときにおける  
る関心は、それを通じて自己の封戸に「富戸  
」を求める、以て封物の実入りを最大確保する一  
とくあつて、といふのが知られるのである。  
とより、その解き放たれ天下恣意の下での  
行為こそ、当時、封家の関心が奈辺へあつて

そのかを浮彫にして、いるであろう。

下とするなら、右の資料が明らかにするところは、当時、封家へとつての関心とは、「賜實封幾何戸」とて実封を賜予され下事實をいかに最大効果的に実現するか、ということ、しかどそれを、単に封物の実入り（「封物額の多少」）の問題としてしかとらえていなか、下ことである。そして得下封戸をば可能性の許すかぎりに収奪し尽くし、それと十分にかなわぬとなれば、別にあら下な「百姓」を求めて封戸に充てる。「移改」といひ「又取戸」といは、つまりこのことの謂くほかならない。また、その下めになら

時に實封を食ひ者、凡そ一百四十餘家、應に封戸を出すべき者は、凡そ五十四州。皆下上腴の田を割き、或いは一・封を數州に分食す。<sup>(2)</sup>

とあるごとく、封戸の多地域分散ですら敢て厭うものではなかつたのである。在地性を獲得する、とへの配慮も、じ下がつてまた「独

「自の王国」を築こうとする志向性と、一一に  
何全くみとめられないといつてよいであろう。  
氏とするならば、まだ当然のこと、こうし  
氏中の封家——封戸関係は、あおむね収奪  
(分配)の局面においてのみ実存しうる、氏  
めに封戸にとつては外的・偶然的なものにす  
ぎないのである。本質的にいって、生産(一  
所有—生産—分配)過程を通じての独自かつ  
私的な領有関係でありえようはずがないので  
ある。

すなわち以上のことをきて諸点を以て判断する  
かぎり、かかる極盛期における食実封制であ  
つても、その基本的性格はむしろ寄生的な在  
り方にふいてこそ顕現しているとの認められ  
る。したがつてこの時期、食実封制の一  
般規定(賦役令復原第一〇条)からの逸脱行  
為が多くあらわれたといふのも、それ自身の  
独自かつ内在的な發展に負うといふよりは、  
ときの皇帝のルーズな「恩澤」拡大に照応で  
る、ひづきようし氏寄生性がそのものと

して助長されかつ展開した結果にすぎないと  
のと、わねはならぬのである。

かくしてこれまで述べ来たところにより、  
以下のごとくに結論するが許されるであろ  
う。

一 唐前半期（とりわけ高宗朝～睿宗朝）、  
食実封制の施行は、事実において封家——封  
戸関係を内に含んで展開したが、にとかかわ  
らずそれは、基本的にいって寄生的な性格の  
ものであるにとどまり、したがつて本質上、  
すなわちそれは、あくまでと当該国家による  
律令的「百姓」支配のとて下位規定されて  
いたのである。

二 逆とすれば、そのようにして地性を欠き  
寄生的性格の濃い封家——封戸関係において  
は、ときとして封家がどのような恣意的収奪  
を封戸に対して実現しえただとしても、基本的  
にはいかなる独自な「在地の身分関係」（27）  
れを展開する余地はないのである。した

かゝつて、特定の「百姓」が封戸に著けられる  
 といふばあい、それは、この「百姓」が新戸  
 に別な性格の支配・従属関係の下に入るこ  
 を、するわち「百姓」から何か他の身分への  
 移動を意味するのである。戸のかどうか、と  
 いう前に掲げて設問に下しては、当然のこと  
 と否と、下えねばならぬるのである。ついで  
 は、「一般」「百姓」と封戸とのタームからくる  
 は可逆的なものであり、戸とみとむべきである。つまり  
 う。一般「百姓」と封戸とのタームからくる  
 ちがいよりも、却て「國家身分」における  
 兩者の同一性の方か、封戸の存在形態にと  
 てのむしろ一義的規定性を何とする歴史的現  
 実である。

三、かようにして、封戸に及ぼされる支配  
 が国家による律令的「百姓」支配と背馳せず、配  
 すれば、自分でからして次のごとき視点、  
 そのような食実封制における封戸の在り方を  
 検討することは、延いては、それを通じて国

家の一般「百姓」に対する支配の在り方、な  
いし一般「百姓」の存在形態をつかうよ  
うにならうと、うこと、か一層積極的に承  
認されるはずである。かかる視点を重視する  
のが本稿であり、以下、本稿で食実封制をと  
りあけるのも、この点を離れてのことではあ  
りえないのである。

### 三 高宗朝以前の食実封制と唐の「戸」支 配について

その位置づけを「はじめに」及び前章のご  
とくべえうるとして、それで唐の食実封  
制はいかなる具体的な展開を示してい、ての  
であろうか。このうち、まず高宗朝以前のそ  
れと、唐兩税法以前の「戸」支配について考  
えてみたい。

食実封制を「はじめに」及び前章のごとく  
に位置づけるといふことを一言でいえば、本  
稿副題での「当該國家権力による『均田農民  
支配の一環としてみたい」ということになる。

歴史的現実からみて、この「均田農民」が、身分的（國家身分）には「百姓」であり、行政的には「戸」（「戸口」）として把握されて、下。唐律疏議卷第十三戸婚中「輸課稅物違期の本文よりびその疏議で戸主不充者、笞四十。疏議曰：百姓當戸<sup>(28)</sup>應輸課稅、依期不充。即笞四十、不據分數爲坐。一方、とあるがごときに於いてである。「百姓」の封戸に著けられい者は、征行より甚し。」とか、「諸乞功有るの臣、實封を賜わる者は、笞なし」とあるよ。封戸には、「百姓」身分の、しかも課戸たる「戸」を充ててゐるのである。課戸は、諸戸主、皆以家長爲之。戸内有課口者爲課戸、無課口者爲不課戸。<sup>(29)</sup>とある中の課戸に同等である。下がって、行政的には「戸」が単位であるといふ点では、封戸も一般の「均田農民」も区別はない。しかも今、「百姓」の水戸戸に著けられし者

と、それ以外の一般「百姓」との間に本質的な負担差は考えられなくなく、以上、両者の「戸」としての(及び「戸」支配における)同一性がより一層クローズ・アツブされてよいはずである。本章で、唐兩税法以前の「戸」支配についても論じようとするのはこの故である。

1. 高宗朝以前の食實封制について  
まず、唐六典卷二吏部・司封郎中員外郎の項には「司封郎中員外郎掌邦之封爵。凡有九等。」といふ、次いでその原註に「隋氏始立王公侯以下制度、皇朝因之。」とあれば、唐の食實封制は直接的な起源を隋に、その開皇中に求めることができよう。又下、「大唐高祖初受禪、以天下未定、廣封宗室、從弟及姪年始孩童者數十人、皆封爲郡王。」<sup>(6)</sup>とあるごとく、天下未だ定まらずという状況下に、当初は宗室に対象を絞って実施せられた。それが、武德九年(626)には、「冬十月——庚辰

初定功臣實封有差。」<sup>(3)</sup>とて、食實封の枠が宗室以外の功臣にまで拡大されるに至り、がる一定の段階でさらに強固に再組織せんとするところの一端であ、后と考えられよう。その間の事情については、次のごとく伝えられてゐる。

初、上皇(高祖)欲強宗室以鎮天下、故皇再從・三從弟及兄弟之子、雖童孺皆爲王、王者數十人。上從容問羣臣、徧封宗子、於天下利乎。封德彝對曰、前世唯皇子及兄弟乃爲王、自餘非有大功、無爲王者。上皇敦睦九族、大封宗室、自兩漢以來未有如今之多者。爵命既崇、多給力役、恐非示天下以至公也。上曰、然。朕爲天子、所以養百姓也。豈可勞百姓以養己之宗族乎。十一月庚寅、降宗室郡王皆爲縣公、惟有功者數人不降。<sup>(2)</sup>

するわち、同年十月の功臣に対する食實封制

の実施に伴つて、それに先行し天宗室に限つての食実封制が新氏に規定しなふされているのである。くわえて、ここには「多く力役を給す」とあり、又下至徳二(ベ五七)載、郭子儀・李光弼の功賞を論じ天李泌の言には「唐初、未だ關東を得ざれば、故に封爵は皆な虛名を設け、其の實封を食ひ者、縉布を給せしのみ」とありて併せてそこへ「唐制、實封を食む者は、凡そ一戸ごとに則ち一丁の歳調を以て之に給す」との胡三省註を見出でとなれば、唐初武徳期、食実封制における収奪形態が、力役すなわち生の労働力中心であるか然らずんば一封戸当一丁歳調の縉布であり、下ことが判明する。新唐書卷五十五食貨五には、「武徳元年文武官給祿、一一親王以下又有永業田百頃、一一郡王、職事官從一品五十頃、國公、職事官從二品三十五頃、縣公、職事官三品二十五頃、一一侯、職事官從一品十二頃、子、職事官五品八頃、男、職事官從一品五頃、一一」とあるが、右のようなる力役の一

定部分がこうして永業田に結合せられたのであらうことには想像するに難くない。ここでの力役なり縉布なりを基本とする奴奪形態は、それの粗野あるいは便宜的である特徴において、武徳七年<sup>(3)</sup>初めて租庸調法を定<sup>(34)</sup>める以前、すなわち「律令格式」且用開皇舊制<sup>(35)</sup>とあるごとき、唐としての律令制支配がなふ未確立な段階に対応しているとのと理解される。しかして武徳九年、功臣への実封賜与が開始され乍のを機に、食實封制は制度的にも整い、以後は暫くそのととで適法的な実施をみたようである。「唐法」親王食封八百戸、有至六百戸。高宗朝以降、英、豫王、太平公主至一千戸、公主三百戸、長公主加三百戸、有武后所生、食逾於制<sup>(36)</sup>とあつて、高宗朝では宗室への実封賜与であつてと法・制を遵守して運用されてい乍ことか窺われ、又乍章嗣立の上疏文では「國初、功臣食封者不過三十家、今以恩澤食封者乃踰百數。」<sup>(37)</sup>といつて、宗室以外の功臣に対する食實封制施行の厳格

やを示唆している。現に、食實封制をめぐっての種の問題が生じて、下ことを示す記述は、高宗朝以前には殆んど皆無にちかい。さうには、國初よりその存在が推測せられ、唐律令制下を通じて食實封制の一般規定で、下と判断しうるものに（前にも引用し下が）、次掲の賦役令復原第一〇条があ、下。

諸有功之臣、賜實封者、皆以課戶充、準戶數、州縣與國官邑官、執帳共收其租調、各準配祖調遠近、州縣官司、收其脚直、然後附國邑官司。其丁亦準此、入國邑者收其庸。「國」は爵に封せられ下者の家、「邑」は女子にして（主には公主）封せられ下者の家をいう。その家政の管理の為につかれる属僚かそれぞれ「國官」・「邑官」である。唐六典卷三には親王國、公主邑レかみえないが、無論他に下級の爵が存在しており、それらには少なくとも流外も含む國官があつて下と考えられる。すでに言及したように、皇帝が賜与する実封||所定の数の封戸には皆な課戸を以て充

て、祖・調・庸よりなる封物の収取過程そのものは、封家にとつては間接的である。すなわち「(封)戸數に準じ、州・縣と國官・邑官とか、帳を執りて共に其の祖・調を収め、各々祖・調を遠近に準配」するのであるが、とくに「州・縣の官司が、其の脚直を収め、然る後ちに國邑の官司に附す」とあれば、「收納目的地までの封物運搬ですら封家はそれを州・縣に依存すべきであつて」とか判る。その点、庸と亦大同様である。となるば、実封の賜与へあたって、その封戸の選抜と具体的な地域の指定といつて、そこへ封家の恣意が介在する余地は狭か、とみるべきである。むしろ「食逾於制」という段階(高宗期以後)に至って、

「景龍」三年勅、——其安樂太平公主封、  
又取富戸、——(前出)  
とあり

唐隆元(ベイ一〇)年六月十三日勅、安國相王、鎮國太平公主、宜各食一州全封、其州

公主自・簡・。(40)

とあるよくな事例の特筆してあらわれてくること自体が逆にそのことを証明している。武徳九年より後ち高宗期までに至る期間が食実封制に関する諸種の弊害を史書に上せないのは、それがある一般規定のもとに、或る程度まで適法的に実施せられて、下からでもあり下ろう。

しかし乍ら、下からといつて時に当つての食実封制に、いかなる制度内在的な矛盾も存在しなかつたとはいえないのである。後ちの事態より溯及的にみれば、却つてその逆であると考えざるをえない。けだし高宗朝（中）晚期（）以前には、それが下から顕現しなかつたにすぎないのである。

すなわち、一般規定において「諸有功之臣、賜實封者、皆以課戶充」というとき、「戸内に課口有うば課戸と爲す」<sup>(41)</sup>のであり、課口とは「視流内九品以上官、及男子二十以上、老男廢疾妻妾、部曲客女奴婢」<sup>(42)</sup>を除外する者、

すなわち「百姓」丁男（厳密には課丁）である。か、その課戸が、どのような「戸」内構成をとるのかにつけては明確な規定はないが、戸のである。無論のこと、租調庸は丁対象固定均額賦課がさだめである。しかし、封物戸の相調庸額の多寡は、単に「戸数に準じ」→封戸数の多少に依存すべきのみならず、同時にそれぞれの封戸内に含まれる封丁数の多少に依存することにならざるをえない。実封戸の相対的に多數であることが、そのまま封物額の絶対的に多數であることを意味する訳ではないのである。だとすれば、一定の状況下において、封家の論理が自己を貫めきうる諸条件が与えられなければならない。いすれ封家の独自の関心が封戸数の多少と並んで封戸内丁数の多少にも就中強く向けられていくのは必然的である。戸・景龍三年、河南道巡察使・監察御使宋務光が当時の食実封制の弊を述べた言の中に

應出封戶者凡五十四州。皆割上腴之田、或一一封余食數州。而太平安樂公主、又取高賢多丁者、刻剝過苦、應充封戶者甚於征役。(參)

とみえるのは、正しくこれに係る。それにも拘らず前述のようには、高宗朝の頃までは、食実封制の運用が基本的にはその「法制」ないし一般規定を遵守してなされ、かつ相対的に厳格であることが求められていたものと想念せざるをえない。実際のところ、食実封の制度そのものが本来的に胎んでいた右のようなる矛盾も、高宗期以前にふいてはそれが顯在化していく所といふ事実は見出でないのである。では、この点、なにゆえにそうでありえてはあろうか。(また、後ちにそうでありえないくなつたのは何に由るのか、という問題も当然でてこよう。が、それにつひては更く後の章で論ずるであろう。)ここでは、これを中心にしていささか考えてみたい。ことが封戸の「戸」の在り方に關り、延いてはその母体下る一般「百姓」の「戸」の在り方にも連接す

る問題たりえていふと了解するからである。そうとすれば、現に問わるべきなのは、右の問題に焦点を置いたところの、唐初、高宗朝以前に於ける食实封制をとりまく客観的諸条件や如何、といふことになるはずである。ところで、特定の制度が一定の枠を遵守して施行せられているといふとき、たしかに国家の公権力の機能程度と無関係ではないであります。この点に關連していえば、当時の唐朝権力は、ますます強化されていかねばならぬ。草創期における統一権力としての性格を、い、お強く蒂びたものであつたとみると、それが強きる。たゞし、そうだとからといって、そうして下側面のみを以てすべてを説明することは正確くないようにも思われる。國家権力の「強度」・「集中度」や「国家必然」より發して公権力が及ぼす個々の私的利害への規制・調整などといふことをかゝりで、其の制度を制度の通りに現実のものにするとはかぎらぬからである。

あるいは、食実封制の施行が、当時、言葉  
であり、「恩澤」であるとの観念に深くねざ  
し、それを封家の側からいえば、賜与にあず  
か、下と云うだけですでに満足すべきがごと  
き、すなわち個別の私的利害よりの矛盾・対  
立を惹起することの以前に、すぐれて形式的  
なものにすぎなか、下と理解すべきなのであ  
ろうか。

これも亦下、そうとばかりはいえないよう  
に思われる。例えば、唐会要<sup>卷</sup>縁封雜記には  
貞觀二十三（六四九）年九月八日勅、  
霍王元軌常使國令徵封。令自請依諸國賦、  
貿易取利。元軌曰、汝爲國令、當正吾失、  
反說吾以利耶。

とみえて、霍王は賞揚されるべき例外であ、下  
とはいえ、逆に、宗室諸王などによつて諸国  
の賦に依り貿易して利を取るなどと云うこと  
がすでに広く行なわれてい下のが見えるので  
ある。とすれば、意識され下そのような経済  
的利害への関心が諸国の賦（封物額）の多寡、

延いては一封戸内含有封丁数の多少という問題にまでは及ばなかつてとは正しろ考えが仄い。しかもニュアンスよりすれば、「霍王元勅、常（旧唐書・常作嘗）」に國令をして徵封せしむの「徵封」が、内容的には最早「自徵」にかわつていた疑も残る。また同じ貞觀二十三年には、諸王の実封数が八百戸から一千戸に引き上げられるに至つている。<sup>(44)</sup> 封物額に下げるする諸王の側の執着か、かかる実封数の引き上げを必然化したにちがいなないと思われるのである。

總じて、以上のような観点からのみでは、先の問題は説明し難いよう私には思われる。一体、「漢代の封邑は封戸を算へて以て封すべき境域を定める基準となるべく止まり、其の後封邑内に於ける封戸の増加は之を考慮せざるものであつてか、これに対するに唐代では「或る封境内の特定數を以て封戸と」<sup>(45)</sup> したのである。漢代の封邑における第一義的モメンントは究極のところ封ずべき境域に存し、

(一) 封戸はその為の単なる抽象的算定単位にすぎなかつて)、対するに、唐代のそれは特定の封戸にこそあつて、といふことをえよう。要するに唐の食実封制は、封家による収奪形態が間接的であつては別にして、該制度の現実的運用の局面そのものに於いて、封戸および封戸の在り方如何の占める位置が制度構造上からいって直接的であつてある。換言するならま下これは、唐の食実封制のとる一定の歴史的現実的姿態に対して、封戸および封戸の在り方如何といふモメントが、そこに自己を反映させて全体を制約する度合の低くはないことを意味するであろう。ああ」と唐の食実封制をかたるに際して、封戸および封戸の在り方如何といつて下点を考慮するとなしにはすませられないと考える所以である。

かくして、実封数の多少が直ちに封物額の多少には一致しない、といふこの矛盾にも拘らず、それが顯在化することのなかつて理由

を考えるに当つては、この制度に対する国家規制の強弱および運用の面についてみるのみならず、制度の直接的前堤ですらあつて被収奪者＝封戸それ自身をとりまく当時の状況、これが同時に検討されねばならないと思つのである。従つて、唐初の段階での、~~以て~~封戸に充当すべきであつて「百姓」＝「戸」の存在形態を、いなそれ以上に国家の「戸」支配の在り方如何といつて問題をば、当然それには問うているのである。

## 2. 唐・祖調庸時代における国家の「戸」支配について

さて、その点で、当時の「戸」が内に含む課丁数に於いては基本的に均等であつてと想定しうるとするなら、右のような矛盾はすでに矛盾ではありえない。かく、「百姓」の「戸」の大いさが現実にはしばしば不均等であつて、

尙書裴矩奏、民遭灾厥累踐者、請戶給絹一匹。上曰、朕以誠信御下、不欲虛有存恤之名而無其實、戶有大小、豈得雷同給賜乎。

### 於是計口爲率。<sup>(47)</sup>

とあるように、ときの皇帝の認識にすら反映していることにみてとれる。

ことは、いえ、現実にありて当時しばしば不均等な「戸」が現存してい下といふことと、政策上そつし戸現実を無限定く前提し下うえで國家が其の「戸」支配を実現しようとしてい下かどうかといふことは、自ずから区別されるべき事柄に属するであろう。国家は、一方で不均等な「戸」の存在といふ事実に戸等制のごとき現実的な対応を以てのぞみつつとへ武徳六年→三等戸制、貞觀九年→九等戸制)、他方では、「戸」をば一定の企図の下に操作創出=保持しようとしていたと考えられるからである。けだし、権力の側からする「戸」操作べついての直截な資料としては、

自初定兩稅……。又癡疫水旱、戸口減耗、

刺史析戸・張虚數以寛責。<sup>(48)</sup>

<sup>(48)</sup>

とあり、元和六（一一）年二月制に  
自定兩稅以來、刺史以戸口増減爲殿最。故  
有折戸以張虛數、或分產以繫戸名、兼招引  
浮客、用爲增益。<sup>（49）</sup>

とあり、また陸贊の均節賦稅恤百姓第三条に、  
夫課吏之法、所貴戸口增加者、豈不以撫字  
得所、人益阜蕃乎。今或詭情以誘其浮、  
苛法以析其親族、苟益戸數、務登賞條。<sup>（50）</sup>

一。所析者、不勝重稅、又漸流亡。

とあるなどを挙げうる。但し、これらは、いずれ  
と両稅法（七八〇年）以後のもので、そこで  
の「戸」の操作の主体は地方官下る刺史であ  
り、かつ彼らの考課にあける第一の評定基準  
が戸口増加にあるか故に帳簿の上のみ  
での操作であつて、しばしば背後に実態的内  
容を伴わず、また必ずしも國家意志に合致す  
るところどころか、下ようである。これに対  
し、両稅法以前なゝし唐初での「戸」操作を  
かたる資料は必ずしも十分に残存していな  
い

が、かといつて「戸」操作が行なわれなかつことを聊も意味するものではない。右の両税法以後の三例ですら、そこでの刺史による「戸」操作＝析戸が、虚数を張り、延いては攤配の弊へと結果するごとき内容であつたが故に、為く特筆されて下ま下ま残つているにすぎない。そのような結果を生起しない「戸」操作であれば、当時に於ては何ととり下して史書に書き残しておく程のことはない、國家による「戸」支配のむしろ日常的な一実現形態であつたとも考えうるからである。「法」を苛にして以て其の親族を析しくことは非ではあるても、其の法自体が否定されている訳にはないであろ（詳しく述べ後述）。両税法以前には、「戸」操作を一般的に禁じ下法と亦云々存在してはいないのである。

また、唐が支配様式の多くを襲つ下隋の、文帝開皇年間にほ、

是時開皇三年  
乃至五年山東尙承齊俗、機巧姦偽、避役惰遊者十六七。四方疲人、或詐老詐小、規免

祖賦。高祖令州縣大索貌閱、戸口不實者、正長遠配、而又開相糾之科。大功已下、兼令析籍、各爲戸頭、以防容隱。於是計帳進

四十四萬三千丁、新附一百六十四萬一千五百口<sup>(51)</sup>。

とみえて、大索貌閱が行なわれたのを知る。

時に山東は尙ぶ斎の俗を承けており、隋の「戸」支配の原則と背馳して大功以下の親を包摶するごとき、「戸」が広範に存在して、戸のであるが、そうち現実に対して隋朝権力は、「大功已下は、兼ねて籍を折り、各々戸頭と爲して、以て容隠するを防がし」とて強力に基づく分析をば断行し、結果として計帳へ進丁四十四万三千・新附口一百六十四万一千五百を実現したと伝えている。但しこのとき、その「大功已下、兼令析籍」が、口戸して同時に「家」・「同居」・「実体家族」等の分析を意味していなかどうかは別問題であり、

「大業五年（六〇九）年」……、庚午、有司言、武功男子史永遵與從父昆弟同居。上嘉

之、賜物一百段・米二百石、表其門閥。とあるように、従父兄弟との「同居」が一貫して賞揚されて「氏」は「占」を見逃すべきではなかろう。

とまれここには、「戸」をば一定親屬關係の範囲内に限定すると「戸」仕方を以て、強制的な操作の下に隋朝權力が「戸」の創出を行なつて「戸」の看取できる。このような内容をもつ大索貌閱かその後ち、また山東以外の地において実施され戸かどうかにつけては現存史料では確証を欠く。が、文帝開皇九年に一応南北を統一し、わざか十数年後の大業年間に戸數約八九〇万一千、口數約四六〇一万九千を算えるに至るのに、高煩の輸籍の法や裴蕪の貌閱などに因るのもさることながら、それと同時にその背景に、右にみとめ戸ごとき一定の意図=仕方での、公權力の手になる人為的な「戸」操作と新戸な「戸」の創出が、不斷にかつ広範に実施されて「戸」からであると推測される。隋朝がそれを以て山東へ

と臨んだ「戸」操作が、山東の地以外には適用されなかつてみるとことの方がむしろ不自然なのであるまいか。

かかる隋を承け戸のか唐である。史書には「至武德有二百餘萬戸」とか「太宗貞觀中、戸不滿三百萬<sup>(55)</sup>などとみえ、又戸唐初、國勢を窺うべくしてしばしば顧られるところの数値が前の隋大業二年の戸口数であつてことを伝えている。現状に対する戸口増加の不可欠を、隋大業中の戸口数との比較にあつて認識しつづけてい戸初期唐朝であつてことからしてど、隋でのかかる「戸」支配の側面がそこには継受されていかなかつてとはいかにと考えが下いといふべきである。

ところでこうして戸脈絡の中へ位置づけてみれば、唐初を含め兩税法以前における唐朝権力の「戸」支配の原則はどのようなるのであつて解すべきなのか。恐らくして、その一端を窺わしてゐるのか、まずは唐戸令復原

諸戸欲析出口爲戸、及首附口爲戸者、非成丁、皆不合析。應分者、不用此令。

この第一六条を鉄んで關係条文として第一五一条<sup>(38)</sup>が存在している。すなわち、第一五一条は子孫を以て絶せしめんとする「應析戸者」の規定である。第一七条は先に両貫ある者とば定貫させることについての規定であつて、一体、國家権力による「戸」の操作を問題にしようとしている今、前二者（第一五、一六条）とは性格を異にするものではあるが、但してここでの定貫の仕方に制約される一ヶ一として特定の「應合戸者」に規定を及ぼしていり。——これらのことよりしてすでに、「戸」の操作という場合、それには「析戸」・「合戸」という相反する二形態のあたのか知られる。

さて、当の第一六条の方に移ることべしゆう。刮目すべきは、ここに所掲の第一六条がそもそも「析戸」の規定に係るのは自明であるのに、なぜか「應分者、不用此令」と

あつて、前の第一五条でのごとき「應析戸者」をば除外するよう求めている点であらう。同質の「析戸」の規定で、同質の「(II) 應分者」をば除外するよう求めている点であらう。それは自己撞着である。そうとすればこの第六条からは、等しく「析戸」であるとはいっても、「析戸」 자체の中には「應析戸者(II) 應分者」）とそれ以外のばあいと明瞭な区別のあつたことが知られるのである。<sup>(59)</sup>他方、現存史料によつては第一七条の規定でのよに「合戸」は「應合戸者」の場合しかみていいながら、「合戸」の形態ついても事情はやはり同様であつたとみてよいであろう。

かくして、其の中の「應析戸者」・「應合戸者」というのは何かとみれば、唐律疏議卷十一婚上相冒合戸の本文即<sup>も</sup>於法應別立戸而不聽別、應合戸而不聽合者、主司杖一百。

の疏議に  
應別、謂父母終亡、服紀已闋、兄弟欲別者。

應合戸、謂流離失鄉、父子異貫、依令合戸。而主司不聽者、各合戸一百。應別應合之類、非止此條、略舉爲例、餘並準此。

とある「應別」・「應合」に同値なるである。文中にまづ、「應別應合之類、非止此條、略舉爲例、餘並準此。」とあれば、「應別」・「應合」にはそれぞれ幾多のテースが存在しえ、戸令第一五条の「應析戸者」・同第一八条の「應合戸者」等とそし戸中の一部分にすぎなか、下へとを知るのである。そしてそれらは、即ち法（令など）に於いて応に戸を別立すべきと応に戸を合すべきと云つ戸のである。

しかし、ここに所掲の戸令第一六条こそは、法に於いて応に分析すべきではなくして行なわれるところの「析戸」、しかも「應別」たんと欲する者を謂う。とあるなどを比較考慮すれば、一國家権力の強權的「戸」操作における「析戸」の規定、とても判断する

よりほかはないのである。かといって、他方の「應析戸者」（「應分者」・「應別」）をば単純に、良人一般に「権利」として法で認められて、下「析戸」のケース、といえるかどうかは別途に検討を要する一つの課題である<sup>(6)</sup>。

かくして又下、先に掲げた両税法以後の資料の、すでに攤配の弊に帰結するごとき利史等が行なう析戸についてと、その結果はともあれ析戸することそのものが、かかる第一六条規定を根拠とする公的許容の行為に発してい下とのと思われ、下からこそひと下びこれが悪用される事態に立ち至るや、その弊が極に及ぶ所以が存在し下と考えられる。現存史料上、歴史の析戸→攤配の弊は特殊両税法以後の社会問題のように現象するが、けだし一層根本的には、律令的「戸」支配における内在矛盾が、それ 자체として展開せる首尾一貫した諸結果の一にすぎなかつ下ものであると了解されよう。かくて、「諸戸の、口を析<sup>あわす</sup>」

き出して戸を爲り、及び口を首い附けて戸を爲らんと欲する者は、成丁に非ずんば、皆な析くべからざれ。」とて、ここでの律令権力の強制的操作下に行なわれる「戸」の創出の在り方は、「戸」においてはあくまで一丁男以上を含む課戸をつくり出すべきとする国家の意図を明示しているのである。

乍とすれば他方で、州縣官人の考課と当然これに対応したものとなうざるをえないであろう。すなわち、考課令復原第三六条<sup>(61)</sup>には、諸州縣官人、撫育有方、戸口増益者、各准見在戸、爲十分論、加一分、刺史縣令、各進考一等、每加一分進一等、一増戸口、謂增課丁、率一丁、同一戸法、増不課口者、每五口同一丁例、其有破除者、得相折)――

とみえる。註文(括弧の内)に「戸口を増すとは課丁を増すを謂い、一丁を率つて、一戸法に同じくす。不課口を増す者は、五口毎に一丁例に同じくす。云々」とあるによつて、

一丁男以上を含む課戸をつくり出さんとして  
 い下國家の意図<sup>(4)</sup>があらためて確認できる。  
 みならず、ここには一丁(課丁)→一戸、五  
 不課口→一丁なる一種の換算比率とあほしき  
 ものが存在し、不課戸の把握もそれなりに無  
 視されていなか、下のを知るとともに、國家  
 が觀念してい下平均的な「百姓」||「戸」の  
 規模・構成が示唆されていりようにもみえる。  
 州縣官人の考課基準を戸口の増減いかんに第  
 一義に設定し、しかど「戸口を増すとは課丁  
 を増すを謂い、一丁を率<sup>(5)</sup>て、一戸法に同じ  
 くす」というとき、暗黙のうちに想定されて  
 いる「戸」の型は、けべし多丁の「戸」であ  
 ることは、ずがないのである。そこで想起されう  
 るこの一つは、兩稅法以前における戸口統  
 計上の戸当口数<sup>(6)</sup>がおしなべて五から六の間を  
 上下してい下といふ夙に周知の「事實」<sup>(6)</sup>であ  
 ろう。ま下、玄宗時代を中心として、「江南  
 に就いては尙若干の殘れ下疑問ありとは云  
 へ、少くとも江北に就いて云へば、その載籍

戸の六割五分前後が九等戸、二割以上が八等戸、合わせて九割近くがハ・九兩等戸であると推定せられる<sup>(64)</sup>といふ。

総じてこうした諸点は、一方で、国家の「戸」把握が課戸の創出を明瞭に志向するものでありながら、他方では、また、それから多丁の「戸」として出現することに対しては一定の規制を加えて、「戸」ではないか、という想定を可能ならしめているようになる。隋末の内乱を経て成立した天下未だ定まらざる<sup>(65)</sup>その初頭においてさえ、唐では、少なくとも、大索貌闇前の山東の状況や「五十、三十家方爲一戸」のごとき事態についてには、そうした史実を見出すことはできないのである。また、現存唐代戸籍として天寶六載<sup>(66)</sup>べつに龍勤郷籍があるが、その最大の特徴は「戸當口數が十人近くを算え、又女口數が男口の三倍以上に達していること」に存し、然るにかかる顕著な特徴が同一地域の数十年前の籍には見出し難く、「天寶六載」という年代

と密接に關連するものと予想され<sup>(66)</sup>るといふ。

けだし、國家の「戸」把握の在り方が時とどもに推移するものであつてことを物語る好例であろうし、或は、戸籍記載が怪しくなるに、つれて戸当口数が増加するのがありえ<sup>た</sup>ことそうかがわせしとする。<sup>(67)</sup>かくみてれば、しだがて、前に通鑑<sup>卷二百十九</sup>肅宗至德ニ載の記事で引かれていく。

唐初、未得關東、政封爵設虛名、其食實封者、給繪布而已。▲唐制、食實封者、凡一戸以一丁之歲調給之。▼

こある鉤括弧内の胡三省の註が、ここに再び顧られてかかるべきであろう。總じて、資治通鑑唐紀では食實封制に関する胡註が十箇所前後散見しているが、そのうち唐制について引くば、いには、新唐書<sup>卷四十六</sup>百官志、唐六典<sup>卷二</sup>吏部、旧唐書<sup>卷一百四</sup>玄宗諸子伝、唐会要<sup>卷九</sup>食實封教などから採つており、出典は明らかである。かく、こゝに所引の註文のみ其の出典が不明であり、今後ひきづりて検索の試み

られる必要を残してい。しかし今、其の「唐制」のある書出レや、あよび同様な他の箇所にはそれぞれに新唐書以下の大典が対応していることなどから推して、出典不明なこの註文のみを胡三省の勝手な作文であると見做すことはできず、いずれ根拠のある記載と考えておく方がむしろ無難であろう。しかも註記の位置および内容から考えて唐初、就中武徳年間のものとみるのが相応しいようと思われる。しかしてそのように考えた場合、「唐制は、實封を食む者は、凡そ一戸ごとに一丁の歳調を以て之を給す」とある胡註の内容は、時期を反映してかその濃い便宜的色彩にも拘らず、全く觀念上の產物であると考える者でない以上、何らかの意味で「戸」の現実——国家の「戸」支配の在り方を反映せる食実制的「唐制」であると見るべきではなかろうか。三丁も四丁も或、はそれ以上の丁を含む「戸」がむしろ一般的に存在し、戸当の平均丁数が一丁をはるかに上まわるよ

うな状況、しかも国家がそれを無限に容認して、いふといふ事情の下では、「凡そ一戸ごとに、一丁の歳調を以て之を給す。」というような言ひ方はでてきにくいやうに考えられる。ある人は言ひうかも知れない。多丁戸をふくめて現実には様々な丁数の封戸が無規制に存在しえどか、制度上、封家に与えられたのか一丁分の歳調であつて、戸といつて、戸にすぎないのではなか、と。か、まず当時、戸令復原第一六条の「析戸」のごとき強権的な「戸操作が行なわれてはなか、と。か、いう保障はない。また、ときに高祖の授封は、封徳葬をして「先朝は九族に敦睦にして、一切王に封ぜり。爵命既に蒙く、多く力役を給するは、蓋し天下を以て私と爲すにして、殊に至公馭物の道に非ざるなり。」<sup>(68)</sup>と言わしめるほどである。天下をほいといふに於て、宗室を前にしるがう、右の如き封王に一律一分の封物徵収を聽すのみであつたことは、現も考えがたいといわねばならぬ。

こうして、唐兩税法以前の「戸」とは、すなわち以下のとおりであつたのである。まず、

去年、關内六州及蒲虞陝鼎等、復遭亢旱、禾稼不登、糧儲既少。遂令分房就食。<sup>(69)</sup> とあり、また唐律疏議卷第十八賊盜二造畜蠱毒の本文七即ち以蠱毒毒同居者、被毒之人父母妻妾子孫尤毛不知造蠱情者不坐。」の問答へ

問曰、被毒之人父母、不知情者放免。假有親兄弟、大房造蠱、以毒小房、既同父母、未知父母合免以否。

答曰、蠱毒家口、會赦猶流、恐其涉於知情、所以例不聽住。若以蠱毒毒同居、被毒之人父母妻妾子孫、不知情者不坐。雖復兄弟相毒、終是被毒之人父母、既無不免之制、不知情者合原。

とみえ、また同右卷第十二婚上子孫不得別籍の本文より註文で

諸祖父母父母在、而子孫別籍異財者、徒三年。△別籍異財不相須、下條準此。△

と述べてゐるようには、当時「百姓」の現実生活の背景には、複数の「房」を包摂するごとき血縁的関係(「同居」)や三族制的「家族」原理が実在していふ。しかして、何よりも課役賦課ならびに均田給授の事実上の単位である戸<sup>(戸)</sup>は、さうした実態的社會關係のなかに或いはそれに対して、一定の意図<sup>ノ</sup>仕方のととに多かれ少なかれ上から國家によつて把握・設定される側面を有していふのである。すでにみた、戸令復原第一六条の「析戸」などは、その点を如實にそのかたつていふといふことができる。唐律疏議へ、しばしば「同居」とは、同財共居を謂い、籍の同異を限らう

とかく右所引律文註へ

とかく如く、「居」「籍」「財」の關係において、かかる細微に亘る説明を必要とした所のところの事情を反映してのこととみるほかはなかろう。たゞしそうはいつも、

その人為的な「戸」の操作を行ひ、右の  
ようは背後にあり実態的社會關係は、それが  
必ずしも破綻されることを必要としはしなが  
つてよう見受けられる。律規定における三  
族制的「家族」原理の存在や累世同居が一貫  
して獎励されていふことなどか、そのことを  
既に雄弁にものかたつていふであろう。著名  
な事例としては劉君良のとある。

劉君良、瀛州饒陽人。四世同居、族兄弟猶

同產也、門内斗粟尺帛無所私。隋大業末、  
荒饉、妻勸其異居、因易置庭樹鳥籬、令鬪  
且鳴。家人怪之。妻曰、天下亂、禽鳥不相  
容、況人邪。君良卽與兄弟別處。月餘、密  
知其計、因斥去妻、曰爾破吾家。召兄弟流  
涕以告、更復同居。天下亂、鄉人共依之、  
衆築爲堡、因號義成堡。武德中、深州別駕  
節、難挹而去。貞觀六年、表異門閥。<sup>(2)</sup>

楊弘業至其居、凡六院共一庖、子弟皆有禮  
とあて、隋大業末から、武德中、貞觀六年  
までの在り方が知られよう。まずは、累世同

居か公的否認を被つていなかみてとれる。さらには、「族兄弟猶同産」のこの四世同居が一時妻の密計に依つて解体しながらも月余にしてまた修復をみたと伝えているが、このめまぐるしい「同居」→「異居」→「復同居」の過程が即坐に戸籍の上に反映されたからとうかとなると甚だ疑わしい。

したがて、むしろ国家はこのよくな關係を或る面では前提となるから、そのことに付て却て個々の「戸」の存立と現実性を附与していたものとも考えられるのである。隣保・近親についての問題はかかる視点から検討されてしかるべきであるが、遺憾ながらこのでは省略へ従い後考を俟つこととする。かく、このいづれへせよ「戸」とは、本来、国家の側からする「均田農民」把握の行政的な単位であり、強権的な「戸」操作を同時に伴つていたのである。

ところが實際には、唐初をすぎるころから漸く事態が異なつてくるようである。すなわち

ち、万歳通天元（六九六）年七月二十三日勅  
によれば、

天下百姓、父母令外繼別籍者、所析之戸、  
等第並須與本戸同、不得降下。其應入役者、  
共計本戸丁中、用爲等級、不得以析生蠲免。  
其差科各從析戸祗承、勿容遞相影護。

卷第十二 戸婚上子孫不得別籍条に照らば「徒二年、  
子孫不坐」。となる。かかる危険をあかして

の析戸は、それによて等第降下を企ること  
にある。時にあたって、国家はこのよくな違  
法な析戸→等第降下のうち、等第降下につい  
ては否認するが、析戸である事実そのものまで

は拒否していない。戸口の増大という強い一  
般的要請からなのであろうか。それはさて措  
き、「一戸には、「百姓」の側からする析戸が  
違法とされる形態にまで広く侵尋しているの  
が告白されており、天下が、てこれとは逆に、  
國家の「戸」把握においてその強権的操作の

側面が漸々後景に退いてい、下であろうこと

が推察される。またその際の折戸の過程は、開元十八（七三〇）年十一月勅、天下戸等第未平。升降須實、比來富商大賈、多與官吏往還、遞相憑囑、求居下等<sup>外</sup>。

とあるに示唆を求むるなら、蓋し「百姓」と州縣官人とか相<sup>あ</sup>い憑囑することによて実現され天下に相違なかろう。こうして天傾向はその後と可すみ、しかも

自開元（一三〇四一）以後、天下戸籍久不更造、丁口轉死、田畝賣易、貪富升降不實。<sup>(2)</sup>

とあるようだ。国家の造籍能力の衰退＝支配機能の低下が全般的に齎され天下局面においては、もはや到底覆いかないところとなざる見えない。とととと律令的國家権力による強力な「戸」支配実現こそ密接に関わっていだ「戸」の操作か、今では逆に、「百姓」の側の課役規避の為の一契機としてすら立ち現われるようになるのである。天宝（一四二）五五）以後に集中する次のような制勅は、そ

のことをリアルにかたってくれるとのとして位置づけらるべきであろう。可なれちます、天寶元(一四二)年正月制節文、如聞百姓之内、或有戸高丁多、苟爲規避、父母見在別籍異居。宜令州縣仔細勘會、其一家中、有十丁已上、放兩丁征行賦役、五丁已上者、放一丁、即令同籍共居、以敦風教。如更犯者、準法科罪。<sup>(77)</sup>

とあり、わざか二年後には、

(一四四年)其有父母見在、別籍異居、虧敗名教、莫斯爲甚。特宜禁絕、勿使更然。并親歿之後、亦不得令有分析。郡縣功須勒令在籍推行。自今以後、如有不友不恭傷財破產者、宜配磧西、用清風教。<sup>(78)</sup>とみえて、さらば十余年して後ち

(一五八年)百姓中有事親不孝、別籍異財、點汚風俗、虧敗名教、先決六十、配隸磧西。有官品者、禁身奏聞。<sup>(79)</sup>とあらわれて、いるとこころのものである。唐律にすでに子孫不得別籍条が存在しているにと

拘らずこの期に至ってかかる制勅の類が繰り返されるのは、しかるべき理由が存在していふのであることは恐らく疑ひない。

すなわち、第一に、「百姓」のなかで見るかんずく「戸高丁多」の部分がクローズ・アップされ、こうした部分が敢えてとりだされてねばならぬ事情が国家の側に生じてきていることであろう。天宝元年正月制節文においてそれは明瞭であるが、開元二十二年五月の定戸口之時、百姓非商戸郭外居宅及毎丁一牛、不得將入貲財數。其雜匠及幕士并諸色同類、有蕃役合免征行者、一戸之内、四丁已上、任此色役不得過兩人、三丁已上、不得過一人。<sup>(8)</sup>

とある初、などもそれを裏付けている。「天下の戸籍、久しく更め造らず」とて、国家の統一的意志としての強制的「戸」操作はもはや非現実的となるており、多丁戸の出現に対しては規制を及ぼしえず、又下弱小戸の没落を阻止しえない中で、却て「戸高丁多」なる

事実としての大型「戸」が、「百姓」支配における賦課対象(「戸」)の一類型として、漸く無視しえない比重を占めて立ち現われてきているのである。

第二に、したがって当該段階に至つては、国家の「戸」支配は、当然のこと、なむ一戸等重視へと移行しつつあるのであるが、ゆえに「百姓」の側からは其の戸等を降下されば国家による収奪を軽減しうるのでありて、すでに造籍能力の衰退を来している公権力との間に戸籍偽濫は広範なものとならざるをえない。

第三に、かくて国家によつてではなく逆に「百姓」の側から、戸籍偽濫と相応じて「戸高丁多」をば分析によつて解消せんとすることが広く行なわれるに至り、これに対するには兩丁の征行賦役を放ち、五丁以上のあるものは一丁を放ち」とて「百姓」の分析することへの意欲を殺ぎ、かつ儒教道德に裏打ちされ下律

の子孫不得別籍条の規定遵守をくりかえし表明すること以外に、今や為す術をもちあわせてはいかず、下のである。別けてと注目に値するのは、かの親祭九宮壇大赦天下敕(孫述)には「并に親歿するの後と、亦下分析すること有りしむるを得ず」とみえていふことであろう。「父母の終亡し、服紀已に闊わりて、兄弟の別下んことを欲する者」をば「應別」のひとつにかぞえて、下唐律の規定を、律令の国家が自らの手で否定せざるをえないまでになつてゐるからである。

かく言えば、一見それは国家が大型「戸」の創出・維持へと「戸」把握の意図を転換したものであるかの如く受け取られるかと知れないとして、そうではないのである。国家の「戸」把握上の意図が、唐初頃以来、課戸の創出と大型「戸」出現に対する一定の規制にてんとして、それが現実に可能である下のは、國家権力による本采的な造籍能力の保存されていふ情況と直接に照応してい下。従つて、

もはやそうではありえなくなつた現在、かといつて戸籍に基づく支配 자체は揚棄されず且つ「租税」収奪は以前と変わらぬままに否それ以上に確保されづけねばならぬ」とさ、現に戸籍に見出される「戸」は、一面では旧時の記載内容において固定化される傾向をつゝめる、ことになるに違ひない（弊としてのそれは所謂「虚挂之名」である）。すにこゝレ下段階においては、記載変更の個々の機会に国家の側にとり、それに拠つて一層の実態掌握へ向うものとしてよりも、いなむしろ戸籍偽濫→脱漏等の危険性として多く現出するからであり、しかして漸くその点を自覚せざるをえないなか下國家は、それ故一歩進んで、そもそも自分でから記載変更を伴うべき営為そのもの——例えば二二での析戸、について王でとも、予防的觀点よりして禁令の対象に含められに至つたのであろう。

### 3 「百姓」＝「戸」支配の在り方と高

## 宗朝以前の食実封制

ここにありて、先に揚げ下疑問、すなわち食実封制が本来的に内包せる、封家の受けとる封物額の多寡が封戸数と封戸内封丁・数とに二重に依存することから必然的な矛盾、これが高宗朝以前には表面化しなかつたのはなぜかといふ点について、当時のこの制度に対する国家規制の相対的”強さ”をいうよりほかに、次のことをみないわけにはいかないと考えるのである。

すなわち、~~以~~て封戸に充てられたのは一部の「百姓」＝「戸」しかも課戸であつて、その意味で封戸の母体は「百姓」＝「戸」にあつたといふことができる。そしてそうした「戸」は、國家の基本台帳たる戸籍において把握され、その第一義的属性をば均田給授の単位であることに有し下。この点で、唐初から不均等な「戸」の存在が事実としてはあつたが、けだし国家がそれを自然的な発展のまま

に放置して、下とほみとめが下く、或いは上方の人为的操縦を通じて不斷く一丁男以上を含む課戸の創出・増大を意図し、或いは他方で極端な多丁の「戸」の出現には一定の規制を加えて、下ようにみうけられる。それゆえ、こうして「戸」支配を志向しつつ戸口増加を極力推進して、下この段階（高宗期以前）における食実封制は、封戸充当者としての多丁の「戸」を「百姓」の中へ系統的に見出すのが事実困難なことであつて、下とどとに、「百姓」は「戸」の存在が必然事であるとは恐らくはそれ以上に、政策的に、下て多丁の「百姓」は「戸」の容認は、即ち「百姓」相互通間ににおける階層分化の容認に他ならぬ。国家の規制によつて、総じて強川制約のほどあかれて、下ものと理解されよう。こうして中で、「實封を食下者は、凡そ一戸ごとに一丁の歳調を以てえを給す。」るのであれば、右のような矛盾が現実的な矛盾として何らかの表現してはみとめが下く、或いは上

するに至らなかつたとしても何う不思議なことではないのである。

#### 四 食実封制の展開と、いやる開元新制との関係について

それが高宗朝時期以後、食実封制は様々な意味で新たなる歴史的展開を下さることになる。但しそう下からといつて、ここで論述がされと同様に無限定であるといふわけにはいかないであろう。当然のこと前章をふまえ、すなわち食実封制の展開を「均田農民」支配の一環として位置づけ、とりわけ国家による「戸」支配の在り方如何を念頭に置きつつ行論することになる（主に第2節）。

##### 1. 高宗朝以後の食実封制の展開

まずは、高宗朝以後の食実封制の展開について、その基本的な特徴をみておく必要がある。

##### 第一は封家の数ならびに総封丁数の急激な

増加である。前者については、中宗景龍三(七八〇)年の韋嗣立の上疏文中に「國初、功臣食封者不過三二十家、今以恩澤食封者乃踰百數、一一<sup>(82)</sup>とあり、「自武德至天寶、實封者百餘家、一一<sup>(83)</sup>とある。國初、三二十家で出發した功臣食実封者が、八世紀初頭には恩澤を以て封を食む者が「踰百數」(或いは百四十家已上)といふ)といふ状態にまでなつていたと伝えている。

また後者については、同じく中宗景龍三年(七八〇)の韋嗣立の上疏文中に、「昨聞白部云、用六十餘萬丁、一丁兩足、計一百二十萬足以上。臣頃在太府、知每年庸調絹數、多不過百萬、少則七八十萬以來、比諸封家、所入全少。<sup>(84)</sup>」とみえて、庸調絹數において国家の財政收入を圧倒するような封丁数の大さにふごろかざれる。こうした食実封の量的肥大化とでもいすべき側面とともに、他方、食実封制運用の在り方ににおける質的变化、これが第二点めに指摘されねばならぬ。

すなわち、封家がおこなう封戸からの封物収取の間接的形態が、漸く直接的な形態へと変容を遂げてくることである。これに至り、

「封戸之物、諸家自徵、僮僕依勢、陵樂州縣多索裹頭、行貿易、煩擾驅迫、不勝其苦」。<sup>(85)</sup>と

て諸家自徵といふ事実行為の出現のうちに端的に示される。なお、関連するものとしては

勅、諸色應食實封家封戸一定已後、不得輒有移改。<sup>(86)</sup>景龍二年九月廿日

とあり、また翌景龍三(へいりゅう)年の

三年勅、應食封邑者、一百四十餘家、應出封戸凡五十四州、皆天下膏腴物產。其安樂太平公主封、又取富戸、不在損免限、百姓

著封戸者、甚於征行。<sup>(87)</sup>

とあるのをあげて。封物としての特定産物

への執着、封邑存在地域の地の利、多丁含有封戸の卓越的集中による封物総額の可能的増大などとい、下封家の立場からの私的利害への関心が、一たび定まり後も輒く「移改」する」と有るべく個々の封戸を駆り下してい

下のを知りうる。封戸についての「うし下一定」後「移改」の禁は、封家による封物の直接的な収取形態(=「自徵」)の弊をか下る記載と時を同じくしてあらわれてゐるし、眞しくする封戸「移改」が効果を生ずるのは、他でもなくこの「自徵」のもとにおいてこそむしろ現実であり、云ふべく、封家による封戸「移改」と「自徵」とが同一の事態の異なり、下側面の表現にすぎないことを認めうる。但し、その封戸(し下かゝて封域と)を一定するに際しては、國家による指定がお一応のところはなされてい下ようであるが、

唐隆元(710)年六月十三日勅、安國相王、<sup>108</sup>鎮國太平公主、宜各一州全封、其州公主自簡。

とあるによれば、唐隆元年(中宗崩後、六月二十日)、睿宗即位す)、少なくとも鎮國太平公主に対する対しては今やそれすらも放擲されるに至つてゐる。因みに同公主は、この後と六月己酉(二十九日)には「加實封五百戸通前一萬

戸<sub>L</sub><sup>(38)</sup>になつたといふ。

第三に、如上にみとめえた食実封の肥大化及び食実封制運用の在り方における質的变化か、かくも急激に齎されることになつた原因の一つとして、やはり当該時期の特殊な国家権力の性格を看過しえない。例えば、中宗神龍二(706)年閏月丙午に

太平、長寧、安樂、宣城、新都、定安、金城公主並開府、置官屬<sup>(39)</sup>。

なる制(敕)をみ、

(安樂公主)與太平等七公主皆開府、而王府官屬尤濫、省出屠販、納營售官、降墨敕斜封授之、故號斜封官。<sup>(40)</sup>

とある、有名な斜封官の弊を生みだしたこと。あるいは、時主與長寧、定安三家廬臺掠民子女爲奴婢、左臺侍御史袁從一縛送獄、主入訴、帝爲手詔<sup>喻</sup>免。從一曰、陛下納主訴、縱奴驅掠平民、何以治天下。臣知放奴則免禍、効奴則得罪於主、然不忍屈陛下法、自偷生也。不納。<sup>(41)</sup>

とみえて、長寧、安樂、定安公主がなすのであれば、國制の枢要下るべき良賤制の躊躇もさへ問うてころではなかつてといふ。「國家理性」を後景にあいやり、皇帝みずからの恣意性か、單にそれのみを目的として国家の公權的性格をも覆いつくさんばかりに突出する。高宗、則天后、中宗及び睿宗の治世期間は、就中そし天事例に事欠かないよう見受けられる。従て、もとより「恩澤」に属するのが食實封制であつたことを思えば、その分析に当つてはなるべのことこの間の事情か考慮される必要があろう。現に、旧唐書卷玄宗諸子伝によれば、

唐法は、親王の食封は八百戸、一千戸に至ることあり、公主は三百戸、長公主は三百戸を加え、六百戸に至ることあり。高宗朝、沛、英、豫王、太平公主は武后の生む所なるを以て、食制を逾ゆ。垂拱中、太平一千二百戸に至る。

とあり、さらに新唐書卷八諸帝公主伝太平公主

伝には、

永淳（高宗・六八二年）之前、親王食實戸八百、增至千飴止、公主不過三百、而主獨加戸五十。――  
とみえる。すなわち、先に唐法（制）ありき、しかるを高宗時から「食逾於制」するに至り、下の脈絡を以て記している。垂拱中、太平公主の封戸を一千二百戸に引き上げるに際しても、その旨を下し、下詔敕により、下ことは確実であるが、旧唐書作者の筆法によれば、下だしそれは、公主ニ三百戸と定めて、下唐法（制）に対して、あくまでこれを踰える例外を許し下制ではあっても、代わつてその勅自身が新下な唐法（制）ではなかつたのである。こゝに「唐法」といひ「制」といつていふのは、少なくとも永淳以前、恐らくは太宗貞觀期以前のものと考えられる。<sup>(8)</sup> 高宗（睿宗）期にあける食實封制の展開とは、多分に皇帝の恣意に彩られ下し、かかる唐法（制）に非ざる勅のめまぐるしい發布と、それに伴う制度

のルーズな運用の結果であつたと考えられる。

かようじ法形式のうえでは唐法（制）を逾えるか下ちで進行したとおどされる高宗・睿宗期の食実封制ではあつたが、一定の歴史的展開をみ、もはや無視しがたい社会問題として立ち現われる迄にいたる現局面については、それを逾えることになしえた既往の唐法（制）は事実として形骸化しており、すでに現存している社会的諸関係と、それを再びもとの枠に収めようとするには余りに内容がほみ出しそぎていたとみえる。開元年間にあける所謂“玄宗の食封制改革”と呼ばれるものが、ときとして「開元新制」・「開元定制」などと表現されていふことにそれはあきらかであろう。玄宗による一連の食実封制改良は多岐にわたりているが、この改良 자체についてには仁井田氏以来はやくから注目され、別けても日野氏によつて詳細な検討がくわえられてゐる。しかがつて、封家数、封戸数と相続

制、封物とその徵収制などといつて、下諸点について、それらのこれまで「制を逾」ゆるを來してい下在り方か玄宗朝にい下つていかに制度・技術的に改良されたかの検討は、さしあたてこれを從来の諸勞作に譲ることとする。「こで重視し下いのは次のことなのである。すなわち、右のごとき「唐法」(=「制」)から「開元新制(定制)」への転換が必然である。たことのうらには、高宗・睿宗期における当該制度のルーズな運用とその結果を契機の一つにし下のは勿論であろうか、一方、單にそのことのみでは説明しきれない問題が残されていいるようと思うこと、これである。上部構造的な見地よりして当該制度かいにルーズに運用される機会を約束されようとして、現実にもそうでありうる下めには、「け」である。その意味で、「こでとま下浮かび上」てくるのは、当時の封戸なりし封戸の在り

方をめぐる問題、延いてはそし封戸の母体たる「百姓」＝「戸」への国家支配の在り方をめぐる問題であると了解される。かかる了解の上に立て、次節では、それに関りがあると思われる「開元新制」の該当箇所を検討し、併せてそれかいかなり意味で「開元新制」といえるのかを考えることで右のような問題に対する若干の手懸をえたい。同時にこれはまた、前章第2節「唐・祖調庸時代における国家の『戸』支配について」に対しても、それをさらに豊かにするうえで寄与するところがあろう。

## 2. 封戸ないし封戸の在り方をめぐる問題と開元新制

既述のように、高宗・睿宗期ににおける食実封制の展開は、直接に封戸をめぐるかたちにおいてとあらわれていた。すなわち、封家によるところの、「自徵」などとからんだ一定以後での「移改」であり、

かつ「高賛多丁者」(ア「富戸」)漁りである。食実封制が本来的に胎んでいた一つの矛盾——実封封家の封物収入が賜与封戸数及びそれら各封戸に含まれる封丁数とに二重に依存するところから来る——が、いまや現実の矛盾に転化することとなる。凡てある。史書によつてそのありさまの一端を示せば、

時(中宗景龍中「ベ。ベ。ヤー。」)、  
至安樂、太平公主、率取高賛多丁家、無復  
如平民有所損免、爲封戸者亟於軍興。<sup>(44)</sup>  
とのじときであ、たといふ。ここから次のこ  
とが分る。

第一に、封家が所定の数の「百姓」(もち  
ろん課戸)を封戸として賜与せられ下ばあい、  
各封戸内の課丁はすべて封丁として算えられ、  
それら総封丁数に見合う額の租調庸が封家の  
実封収入=封物となる。

第二に、「安樂、太平公主に至りては、率  
(オオムネ)高賛多丁の家を取り」とて、こ  
きに安樂三千、太平五千、すなわち合計八千

の封戸数をば、安樂、太平ニ公主がおよそ「高賛多丁家」を以て満戸しテる条件が現に存在しえタことである。「或は一封を數州に分食可」<sup>(95)</sup>ることのあ、下ニと、また後ちには「安國相王、鎮國太平公主は、宜しく各々一州に全封を食ひベく、其の州は公主が自ら簡ぶべし。<sup>(96)</sup>」なる勅とみえて、いること、なども考慮される必要かあろうか、それにしてとある封家が専使を派遣し「自徵」を厭わなハ範圍内に、系統的に「高賛多丁家」の封戸を取りそろえうる客觀的条件のあ、下ニとは否定できなハであろう。

また、一一に所掲の資料では安樂、太平の固有名詞を挙げるのみではあるが、とりわけ二公主に寫目・象徵せしめ下ニうし下事実行為は、多かれ少なかれ当時にひろく行なわれて、いだ一般的傾向であるとみて一向差支えない。さればこそ、開元中、一封戸当封丁制限についての改良がこころみられて、いるのであり、現にその時点ではその安樂、太平両公主

はどはやこの世にはいかつた。開元中の一封戸当封丁制限に関する改良は、安樂・太平公主に向けられたものではないのである。しかして、斟酌すべき要件としてなふ欠かしえないのは、当時にあける封境の特定地域への集中化傾向であろう。

〔景龍三(709)年〕十一月、河南巡院

監察御史宋務光上疏曰：臣聞、分珪列土、各有方位。通邑大都、不以封錫。前猷未遠，古義亦深。自頃命侯、稍殊舊式。莫居境瘠，專擇雄奧。徐州貢土、方邑已乖。寢邱辭封，讓德不嗣。且滑州者、國之近甸、密邇帝畿。地出縫紝、人多趨附。所以列縣惟<sup>(99)</sup>、分封有五。王賦少于侯租、入家倍于輸國。——

とあることなく、滑州は「國の近甸にして、帝畿へ密邇し、地は縫紝と出だし、人は趨附する」と多く、<sup>(99)</sup>かゆえに、べつの属縣のうち五縣までが封境に設定せられ、為く「王賦は侯租より少なく、入家か輸國に倍」し下といふ。侯一体、百四十家以上に及んでとされる封家そ

れぞれの境域を詳かにすることは困難ではあるが、

初、景龍中、宗楚客・紀處訥・武延秀・韋溫等封戸多在河南・河北、調朝延詔兩道蠶產所宜、雖水旱得以蠶折租。<sup>(oo)</sup>  
とあるなどを勘案すれば、前の滑州・安國相王の相州を含めて、或いは河南・北両道に集中せられる傾向が強かつることは疑いなし、といふことができるよう。

だとするなら当時また、こうして下事情の下においてすら、かの安樂・太平公主のごとき「富戸」漁りが現実性をもちえていたといふことになるのであり、それゆえ、以て封戸に充てらるべき「百姓」のなかに、それを可能にするだけの「高賃多丁者」が社会に系統的に生み出されて、以て可能性を一層高からしめるものであるよう見受けられる。

唐初頭「實封を食む者は、凡そ一戸二丁以上一丁の歲課を以て之を給す。」としたのとは必ずしも比較が妥当でないかも知れぬことはいえ、

玄宗開元年間、一封戸当封丁数制限に関する  
改良が「一戸三畝」から「五戸六畝」には、  
少なくとも以上のような事態を前提とした公  
權としての國家權力の危機の自覺があつたか  
らなのであろう。かくして次に、その玄宗開  
元年間の改良と日を転じなければならなくな  
る。しかるに、これにはなほ考証上での未解  
決の問題が残されており、本稿の行論にあつ  
てもそれを避けて通ることはできないよう  
に思われる。

閲る資料は次のとくである。

[A]（開元）十年、十一月諸王及公主以下、所  
食封邑、皆以課戸充、州縣與國官邑官、共  
執文帳、准其戸數、収其租調、均爲三分、  
其一入官、其二入國、（宋公書  
公主之課）所食邑、  
則全給焉。

（通鑑卷三萬十  
三歷代王侯封爵）

[B]（開元）二十年五月勅、諸食邑實封、並以  
三丁爲限、不須一分入官。-----(同上)

[C] 舊制、戸皆三丁已上、一分入國。開元中定  
制、以三丁爲限、租賦全入封家。(唐六典卷之更  
部司封郎中員)

郎外  
(101)

これよりほか、「(開元)十一年五月十日勅、請諸食實封、並以丁爲限、不須一分入官」なる現行本唐会要<sup>卷九</sup>縁封雜記の記載が存在するが、磯波氏により明らかにされ乍るに、「十一年」は「二十年」の、「以丁」は「以三丁」の誤である。資料[B]と同一のものである。

また、資料[C]にみえる「舊制」と「開元中定制」とのうち、後者の内容は「以三丁爲限、租賦全入封家」であつて、資料[B]の「並以三丁爲限、不須一分入官」とあるのと内容的に一致するから、これも亦「同一のもの」と考えて問題はない。したがつて、時間的経過からみて資料[A]・[B]・[C]の内容の関係は、一応、  
といふことになる。かくここに一つの疑問が生ずるであろう。資料[C]の中、「開元中定制

資料[A] → 資料[B] → 資料[C]の「開元中定制」

'''

はそれでまずよいとして、どう片方の「舊制」の方は一体どうなるのかといふこと、これである。「」の「舊制」かどしも資料[A]と117オルといふことであれば、はなしの筋として最も辯證が合うようにもみえる。果たして本当にそうなのであろうか。見較べてみれば明らかによう、重ね合わせるには両者のあいだには余りに大きい内容的距离があると私は感ぜられる。一方は「均爲三分」といふ、他方は「皆三丁已上」といつていいが、二ときにである。資料[C]の「舊制」は、資料[A]とイークオルか否か、これがまず問われねばならぬないと考える。「」の点は、すでに仁井田氏によ、ても疑問とされ、「」の「舊制」は「通典に見え乍制度を指し乍ものであろうが、この文のまゝでは通典前掲文（ここでの資料[A]・山根）と同意義に解し得るか問題である。」しながら、にも拘らず当該引用文での力点、は前半の部分に置かれている。しかしそれは逆なのでなかろうか、こう考え乍としても

かしくはないようだとわれる。そのままでは同意義に解しうるか問題であるのにそれとどうしても同一のものとみなさなければならなくなつてることの方にむしろ不自然<sup>ナ</sup>を見出すからである。

このようないを懷くにつけて、そとそと資料[C]において、一方での「舊制」に対するのが他方での「開元中定制」(=資料[B])である点にさらに大きな引掛をあほえるのを禁じえない。そこではじめに、資料[C]をこの点に關してみてみると、からはじめよう。

さて、一見してわかるようにそれは「舊制」、「開元中定制」との二つの部分から成り立っている。ところでこの両部分からなる資料[C]は唐六典著者の原註に係るものであるが、しかして唐六典そのものは開元十六年に奏上されている<sup>cross</sup>。しかし一方の年編纂に着手してから前後十六年を費して二十六年に奏上されている。したがつて一方の「開元中(二十年)定制」についていうなら、

直面して下訳である。とどより「同書は當時の官職を基準に、その職掌に關係する律令格式その他諸規定を、分類編集し下るものであ」下(『東洋史料集成』)。下とするならば当然のこと、原註に於ける筆法は、その節略せられ下文を通じてあくまで「開元中定制」を意義づけんとする一にこそ強く、それをより効果的ならしむる為に、対照するに必要がきりで「舊制」をとりあげ且つ対比していふもの、と考えねばなるまい。そうとすれば、ここに一方で「開元中、制を定め云々」といふつ、他方でそれと比較するべく「舊制、云々」を以てすると、その「舊制」をと「開元中定制」に同じく矢張開元中の創始になるとのとみるのは甚だ不自然であるといふべきである。蓋し開元七年(690)又云四年)律令格式によ、下唐六典であれば、その著者にとつて開元前半期は全く同時代であ、下にちかいのである。

氏唐六典著者にとて、「舊制」と區別するに際し、単に「開元中定制」と表記するこですでに十分であつてといふ事情が推知せられてよからう。これにみえる「舊制」は到底開元年間に創設されたものではありえないと私はみる（さとなれば、まさしく「開元中」に「舊制」と「開元中定制」との二度の「定制」が存在した、といふ不合理を承認することになろうからである）。すなわちこの「舊制」とは、思うに開元以前に創始をみ引きつづき或いは開元のある時点までは行なわれて以下「制」＝制度であつてと理解するのか一番穩当な線であるにちかいない。また開元以前の創始といつても高宗中晚期から睿宗期にかけての時期に想定するのは難しかろうから（前節参照）、それは恐らくはもとより前、そして「唐制、食實封者、凡一戸以一丁之歲調給之」。よりは後との、すなわち初めて功臣の実封を定めた武徳九年以降のことではないか、と私がへ愚考する。それはさておくとして、と

まれ「舊制」は開元以前の制定に係り、また資料[A]との關係に於いては夙に仁井田氏も「一の文のすゝでは——同意義に解し得るか問題である」とせねばならなかつた内容である以上、開元十年なる資料[A]の年次になお未練を残す私としてほひつきよう次のごとき考え——「舊制」と資料[A]とはイークオルではなく、むしろ前者は後者より溯るものであるに至らざるをえない。したがつて、以下ではさしあたりこうして考えの上に立つて「舊制」・資料[A]・「開元中定制」を位置づける方向を確保・想定しつつ、為に従来とりわけ内容理解が困難とされてきた「舊制」にやや立ち入り、下考察をくわえ、ついでなあその結果を以てしても全体として論旨に支障をきたさないかを吟味し、右の考えの成立する可能性を確認することをこころみ下さい。

さて、「皆三丁已上」なる特徴ある句を含む「舊制」記事は、周知のように今のところは資料[C]の唐六典著者原註にしか残っていない

い。——に困難の生じる一つの大きな理由があり、さらにはまた著者原註であることからしてそれ自体がすぐれて節略せられたものとなつてゐることである。とはいえそこにしかない以上、それを検討の対象とするよりほかはない。**資料(C)の「舊制」と「開元中定制」**とは、便宜をはかるために**[甲]****[乙]**を附し、もつて書き分けてみるなら次のようであつた。

[甲] **舊制**、戸皆三丁已上、一分入國。

[乙] **開元中定制**、以三丁爲限、租賦全入封家。

問題は、それでは**[甲]**にいうその「舊制」を内容的にはどうに理解し得らるゝのかといふことになる。**[乙]**と対比しつつ考えてみよう。

まず、**[乙]**に「以三丁爲限」とあることからして既に、「舊制」で問題とされている封丁数が恐らくは三丁以上であつて**[乙]**のごとき三丁限でなかつたことは見て記さずとも自分でからう知られる範囲の事柄に属する。したがつて、單に**[乙]**の「以三丁爲限」に**[甲]**の「皆三丁已上

の句が対置されてそれぞれ一封戸当封丁数の制限について述べているとすれば、[甲]の「三丁已上」の句にはもはや贅辞の感が深い。原註を構成する[甲][乙]が語句をえらびつ不可欠な要点のみを記す節略文であつたれば、「なみのこと」とうであろう。のみならず、一層重要なのは次の点に存する。

「うまでとなく、[甲]は「戸皆三丁已上、一分入國。」をば、「舊制」すなわち制度として下つていいと理解される。しかし、そこでの公認されたる一戸戸当封丁数の制限が「皆三丁已上」に表示されているとすれば、「舊制」における制限とは下限はあつても上限はない。制限であつて、といふよそ制度を語るには甚しい非論理に逢着せざるをえないようにも思われる。(この点、[乙]の方は、「以三丁爲限」によつて上限=三丁・下限=一丁、を予えられたものとも言つことはできる)これを、唐食實封制のみみられる特殊な規定の仕方である、とほ認めか下つていとは、曾て引用し

下「唐制、食實封者、凡一戸則以一丁歲調給  
え。」なる胡三省註によつても窺いうるところ  
であろうし、食實封制の一般規定——賦役令復  
原第一〇条が、「賜實封者、皆以課戸充、準  
戸數、云々」とてそとそと戸數計算をう下つ  
ていることからも予想されよう。また、「皆  
三丁已上」とあれば二丁以下の「戸」を封戸  
に充てるのを禁じ下ものであ、下のかどうか、  
禁じていたとすればその理由はどこにある、下  
のか等々、これを単に一封戸当封丁数の制限  
(下限のみの)につけてのべていると理解す  
る為にはなあいくつかの根本的な困難が存在  
しているよう見受けられる。

ところで、既往の研究の中にあつて自己の  
論旨の展開にあ下りこの「舊制」記事を大き  
く位置づけ最初は日野氏である下。その際  
同氏は、これを右くみ下ような、単に一封戸  
当封丁数の制限(しかも下限のみの)との理  
解へ立て論をすすめているようくみえる。<sup>のう</sup>  
か、同氏の議論にはもとと根本的な問題点が

含まれて いると思ふ。「舊制」記事に依拠する仕方が、すなわちそれである。

第一に氏は、それを「旧制。戸皆三丁已上。云々」とて下につづく「一分入國」を落として引用しつつ、「この三丁は一應封家に与えられる最低の線であつたことは紛れなか、同時に又これが最も一般的な標準の線で、それ以上は四丁・五丁等すべき優遇的増卒として扱われて「下ものと見るべきであろう。」と するのであるが、記事には現にある「一分入國」と「（國家が・山根）満喫させてやるのが殆んど慣例的である」<sup>(11)</sup>と「優遇的増卒」概念とは調和しないとのと認められる。

第二に氏が、武・章后時代、相王（一千戸）太平（五千戸）・長寧（二千五百戸）・安樂（三千戸）には「以て丁爲限」<sup>(12)</sup>が公認されて「下といふ前提に立ち、これと当該記事「戸皆三丁已上」とを直接関係づけて論を構成していることである。第一点でのごとき氏の「舊制」理解は、必ずしも「舊制」記事 자체に

即して導き出されたのではなく、かかる「以て丁爲限」史料等からの推察に負つてゐるのであり、そうである以上、右の前提は氏にとつて鞏固なものであることを必要とする。しかし、新唐書の「以て丁爲限」は夙に仁井田氏以来の「わくフキ」の史料であつて、当然独自の意味を要するばかりか、私見によれば旧唐書<sup>百</sup>卷一玄宗諸子伝の「皆以て千爲限」の誤であり且つ丁限の公認とみとむべき表徵となりのである。

かくて、如上の諸点よりして、[甲]の「皆三丁已上」の句が直ちに、「舊制」における一封戸当封丁数の制限へ實際には下限のみのことをのべて、いふことすることには疑問がある。その際、註の中にあつてではあるが仁井田氏は、かつて当該資料に關つて「唐六典では一戸に三丁以上ある場合に於いて、その租賦の一分を國に入れる様に見える。」と摘出し得た。けだしそこには重要な示唆が含まれていりうに覚える。そこでいま、この仁井田氏の言

に示唆をえて考へてみ下<sup>(1)</sup>と思ふ。」のよ<sup>(2)</sup>  
 に思<sup>(1)</sup>いを定めるとして、ときには想起されてく  
 るのが、入下に掲げるとき新唐書卷四百六百官志  
 一での食實封制の記載である。再び先ず[甲]を  
 掲げ、それと対比しつゝその新唐書百官志の  
 記事(丙)と記す)を示してみる。

[甲]舊制、戸、皆三丁已上、一分入國。

[丙]凡<sup>(1)</sup>封戸、三丁以上爲率、歲租三之一入于朝  
 庭。<sup>(2)</sup>

右のばあい、[甲]の(1)口(2)か[丙]の(1)(3)  
 (4)は(5)に對して(6)は(7)に對してと(8)よう(9)  
 それぞれが対応している。  
 線部分は、單に意味をとり易く  
 字の異同を除いて相互に重なり合う箇所を示す。これよ  
 する爲に補なわれている箇所を示す。これよ  
 り見ればすなわち、[甲]と[丙]とが同一の事象を  
 かたつているものであることは疑なく、新唐

書 || [丙] の記事か、唐六典 || [甲] の記事を使用して成った後次のものであることを明瞭である。したがって、[丙] の ~~ 線部分は、その際に、簡略にすぎる[甲]の文に対して意を以て補なわれたものと認められよう。ときに新唐書について、「新書は唐代の公私文献を使用する場合、それを出来るだけ簡潔に古文風に書き直して居る」<sup>(115)</sup>といわれる。ここで、[甲]の「舊制」が[丙]にはなく、同じく[口]の「皆」が[丙]では消えていること、逆に[丙]では文頭に「凡」字が新置され、同じく(3)の箇所に「爲率」が附加されていること、などはその点に恐らく関係しているのであろう。けでしこうして書き直しは、書き直し下側かいにその原記事を理解、解釈したのかを示す徵証を、として書き直された記事の中にとどめていておかしくはない。ここに引く、[甲]と[丙]との場合がそうであろう。

だとすれば、新唐書における書き直しの記事)を検討することで、宋人ほどのようにして理

解していふのかに鑑み、難解に見える(甲)の「舊制」をば如何に理解すべきかの手懸を得ることが可能となろう。

この点でまず、[甲]の(口)の「皆」字が[丙]では消えているのは、さてそれが重い意味をもちえないと觀念され下ことによるからなのではないだろうか。それほどとかく、刮目されてよいと思うのは、[甲]で(口)か「皆三丁已上」であるのに、[丙]では(3)の「三丁以上爲率」にかわっていることである。「爲率」これに着目したいのである。

しかして、この「率」は当然名詞であるとみて差し支えないと思うが、但、「爲率」という連文のかたちにあひて、それを「オオムネ」と訓ずる例にはあまり出会わない。ここにみえる「爲率」の率字は、音は「リツ・リ千」で、その意味としては、わりあい・標準・等差か、或いはさまり・法度・限度といふものか、穏当な線としてひとまず想定されてよからう。  
しかも、二三用例を挙げてみると

(初元元年夏四月)……又曰、……賜宗室有屬籍者馬一匹至二駟、……吏民五十戶牛酒。▲師古曰、以五十戶爲率、共賜之。○<sup>(17)</sup>

諸屯以地良薄與歲之豐凶爲三等、具民田歲穫多少、取中熟爲率。<sup>(18)</sup>

とあり、

田以高下肥瘠豐耗爲率、一頃出米五十餘斛、當田二千八百二十一萬六千頃。<sup>(19)</sup>

とあり、

(大和)四年、詔積錢以一千緝爲率、十萬緝者期以一年出之、二十萬以二年。<sup>(20)</sup>

とあり、

江南郡縣折納布約五百七十餘萬端。▲大約八等以下戶計之、八等折租、每丁三端一丈、九等則二端二丈。今通以三端爲率。○<sup>(21)</sup>

とあるように、「爲率」の「率」をきまり・法度・限度あるいは標準の意で使用する場合には、率字の上に「――」を取りて「――」を以て」等の辞を伴って限定的に用いるのが

通例と見えるから、「三丁以上爲率」の如きは、そうして用例にふくませ難いようと思つ。「三丁已上爲率」の「率」は、けどしてあり。

除陌法、天下公私給與貨物、率一貫舊算二十益加算爲五十。給與他物或兩換者、約錢爲率、算之。約以下六字、新作直爲率。(122)

(武德九年)……民部尚書裴矩奏、民遭突厥暴踐者、請戸給糧一匹。……於是計口爲率。<sup>(23)</sup>

とある如き、わりあい・等差の意にこそ解しえよう。だとすればどうなるか。

つまり、[丙]は「凡そ封戸は、三丁以上は率を爲し、歳租の一が朝庭に入る。」とても訓すべく、從て[甲]とともに、一戸に三封、一定以上ある場合の封物の配分比率、これを語ってみると理解されることになる。すなわち、「凡そ封戸に賜与される封戸については、含有、封丁數が一、二、三丁までのものは問わず」とはや旧制を、二丁以下が不可・三丁以上が可

とする三丁以下限規定とみるべき必要はない。当然認められていて然るべき二丁以下の封戸については、文脈から推して斯く解しえよ、三丁以上の封戸分に於いては比率を設け、即ちわち歳租の三分の一を朝廷に入れる。」と解釈しうるのである。

それゆえ、翻て資料〔C〕に即してみると、総じて封戸内含有封戸数の側面より封家の欲望を一定制約せんとし、そしてそれぞれの段階において現実的争点たりうべく国家が着目しようとしてトボイントか、〔甲〕「舊制」では三丁以上の封戸分のところへ一・二丁は全面的に許容)、〔乙〕「開元中定制」では一律上限三丁(許容枠を三丁までに拡大して)といふ強く引かれ下境界線にあつて、相互にしかるべき対照となしているのである。節略せられ下原註の文であることはいえ、かくみればどうし氏中にも唐六典著者の制度的比較の意図は十分に達せられているといわねばならない。

そして今や、「戸皆三丁以上、一分入國。」

なる「舊制」と、「均爲三分、其一入官、其ニ入國、公所食邑、則全給焉。」なる資料[A]とか、似て非なることと再び確認されるであろう。下で、とどに三分制にかかるものである点で両者は共通して「開元中定制」=資料[A]と(B)とは対立する。が、資料[A]に「均爲三分」とう下へているのには、そこで新たにそうなる下へ——それまでは三丁以上のみ三分制である——と理解でき、かつ同じく「公所食邑、則全給焉。」とあるのが、「開元中定制」の「以三丁爲限、租賦全入封家。」規定に一つのモデルを提供してと理解しうれば、「舊制」に対しては資料[A]の方が後次である可能性がその逆を想定し得る可能性に比してはあるかに高い。通典での資料[A]に対する開元十年の年次が、なお信頼性を失なわないと考えると、これは符合するものである。

こうして資料[C]の検討は、その「舊制」を如上のごとくに解さしめ、又下玄宗の一封戸當封丁数をめぐる食実封制の改良をば、資料

[C] の「舊制」 → 資料[A] → 資料[B](=資料[C]) の「開元中定制」) という経過として位置づけしめられたのである。

問題はそれが、封戸および以て封戸に充つべき「百姓」(=「戸」の在り方、延いては國家の「戸」支配の在り方とはいかなる対応關係にあるか考えうるのかといふこと、これである。

すなわち、まずははじめに、「戸、皆な三丁以上は、一分國に入る。」(資料[C]—[甲])と訓じえ、一封戸に三封戸以上ある場合の封物配分比率の規定、即ちわう「舊制」である。

まずは、二封戸以下の封戸についてはふれられておらず、逆に三丁以上の封戸に関してのみ言及ぼし、かつそれから封物の三分の二を国家に入るべしとて基本的にいって國家から制限的見地より語られていることが注目される。したがつて、封家の私的利害を一定の制約下へ置くべく国家がその意図を一封戸当封丁数の点について実現せんこし、その際

それか現実に有効な場かなふ「三丁已上」の場合を封家と争うことには存在していだと考えられる。その一方で前に述べたごとく、文脈から考えて、二丁已下封戸の租調庸はその全額が封家の封物収取たるを認められていたと見るのが自然である。だとすれば一步すすんで「舊制」は、二丁已下が封物を全給、対するに三分の二支給であるといふ差別形態に制度上の眼目を有し、かかる区別を基本手段としての封家規制の意志を、国家ノ公權がそこには骨化ないし制度化したものであるとみとめられよう。

つまり当該規定の基本的意図は、ととより各封家の一封当封丁数が二丁已下であるべしとの觀念に根ざし、為にそれを二丁已下の水準に維持しようとする点に存したといえるが、しかるにこれを実効性あらしむる為の現実の方策あるいは手段が「皆三丁已上、一分为入國」なのである。それ故そし下意図をとつこの國家規制の歸趣全体が、「著日於

事之整體、――自能<sup>ヒヨウ</sup>等其要領者においては、實際には封丁が三丁已上の場合にのみ開つて、いかの如くに強く想像され乍としても不思議ではない。唐六典の著者が、「開元中定制」と比較するに当たり「舊制」原文から三封丁已上封戸のケースについてのみ抽出・節略化していけるのも、けドしそのゆえなのである。ところで、このようない「舊制」の規定がその効果を十全に發揮しうるのに、そこには、國家の立場からいえばどのような社会状況が觀念・志向されてい封のであろうか。「舊制」が、制定当初から実施を期待されなかつたものであることは到底考えられなかつてある。すなわちこのばあいは、すでに社会に三封丁已上の封戸が広範に存在し且つ再生産されていけるような状況であるといふよりも、むしろその逆であるといわねばならないであろう。というのには、三封丁已上の封丁を含む封戸の存在が依然偶然事(偶有性)にとどまりえている段階にあつてであれば、かかる「舊制」

によつて国家は、一方で、三丁以上＝三分制の「不利」（無論、封家の側にとつての）を以てなほ散發的なる封家の「高賛多丁者」漁りの意欲を摘み取り、同時にまた他方では、賜封か「有功之臣」の人心収攬に不可欠とはいえそれかもたらす國家財政の圧迫を必要限度に止めることが可能であつた、と思われる。が、そうではなく、三封丁以上の封戸の存在が相当広範にみとめられる状況にあつとすれば、三丁以上＝三分制は、封物支給にむける繁雜さを封家・州縣の双方にとつて生ずることはあつても、その制限的機能に關しては、封家によるありうべき系統的な「高賛多丁者」追求の行為に対してもや無力に近い。三丁以上＝三分制による曾てはそうでありえた「不利」も、ここではより一層の「高賛多丁者」漁りによつてカバーされようとするだけである、——かく考えられるからである。いな、むしろそうし下段階に立ち至つた時におりてこそこの「舊制」が歴史的役割を終え、かわ

て「三丁を以て限と爲」す「開元中定制」が引き出されるのではあるまいか。

かくして「唐制、食實封者、凡一戸則以丁之歲調給之。」の後とを承けた「舊制」の規定は、制定時の状況との対応関係を問題にしようとした場合、一方では「自徵」「移改等」という封家の恣意に対するは一定程度強い規制の実在をうかがわしめ、同時に他方では、國家の「戸」支配がなお強制的な「戸」操作の可能性を保持し、かつ極端な多丁戸の出現がそれなりに規制せられていて、いまド三封丁以上含有封戸の存在は多くはない、こうして社会の現実に対応・志向しつつ制定されたそののようすに推察されるのである。ときには野氏は、景龍三(109)年の章嗣立上疏文中に、「臣竊見食封之家、其數甚衆。昨略問戸部、云用六十餘萬戸、一丁兩匹、即是一百二十萬已上。」<sup>(124)</sup>と見えるを以て、一般的に封物三分制が景龍三年以前には溯りえない確証とする。<sup>(125)</sup>しかしながら、そうと断定するにはい

さてか疑問がある。ところは、一つには、革嗣立が六十万余丁云々といつて、いるのは庸調絹數のみについてであつて、租にはなぜか言及しておうなすこと、この疑問についてまず説明を必要とするであろう。ついで、中宗景龍年間を前後するこの時期にあつてこそ、皇帝の意の直接的発現の下に「食、制を逾ゆ」ることき「制」から乖離し、食實封制のルーズな運用が展開していくのであり、「制」としての三丁以上乃至三分制が實際にはそのような事実行為によつて無視せられていたとして一向驚くにはあらずないと思われるところである。一体、右の革嗣立上疏は、當時盛況を極めていた食實封制の弊をきびしく指斥してあるのである。そもそもその極弊(現実)を指斥するのに、どうして「制」が遵守されていいふるゝ理解せねばならぬのであらうか、容易に納得しかねないところであるといわざるえない。前に資料[C]で「舊制」を検討した

結果を引合に出すまでもなく、右のような点を考慮するなら、ここで所引資料に即し理解するかぎりにおいて、現に「舊制」の規定が存在して、天下で同時に章程立の指摘せる如き事態が展開していくと想定することと十分に可能なのである。それにまた、「以三丁爲限、租賦全入封家。」(資料C)とて「開元、中定制」で封物、分制を廢止したことが強調せられて、いるのをみると、その三分制を初期開元に始まり少しくしてま下開元二十年に廃止されると考へるよりは、むしろ開元以前に溯らせて考へる方が、思へくすつと自然であろう。高宗中晚期と睿宗期における三分制の事実的空洞化が、開元二十年に至ってその後的廢止を齎し代うるに「以三丁爲限、租賦全入封家。」を以てし乍、——その意味くふいてこれが、「舊制」に対して「開元、中定制」であり、「開元、新制」<sup>(26)</sup>でありえようからである。因みに、封物を分収する規定そのものは、日本養老令を通じて唐高宗期にそれが存在して

可能性とうかがわせていい。<sup>(127)</sup>

こうして以上のような状況こそが想定されうるものとすれば、したがって、玄宗開元期における封戸をめぐつての改良もまた、そうして経過をふまえてなされねばならなかつたにちがいなし。

すなわち第二に、開元十年の年次をなす否定しきれないとみた資料[A]のはいである。けだしそこで、その前半に「凡諸王及公主以下、所食封邑、皆以課戸充、州縣與國官邑官、共執文帳、准其戸數、収其租調」とて、一見いわすじがなの感がある食実封制の一般規定と類似内容の文が附帶されるのも、右のごとく考えることで納得できる。「食、制を逾ゆることで出現し高宗中晚期」睿宗期ににおける食実封制展開の現実に対し、一方で玄宗には先ずは一般原則へと立ち返ることが必要であると観念されたのであろう。しかも「舊制」と「開元中定制」との間ににはさまるこの資料[A]は、それ故もとより「制」というには当

らず、前「制」から後「制」への移行的措置である、下とみとめられるのである。

他方、にと拘らず封戸からの封物の問題をめぐっては、「舊制」規定を単にくりかえすといふ形を資料[A]でとつてはいな。それは、

均爲三分、其一入官、其二入國、公(案公當  
公主之誤)所食邑、則全給焉。

といふ形を以て与えられてはいるのである。三

丁已上 || 三分制（「舊制」）では、それを再発布・強制しても全く無意味であると觀念され天ことをこれは物語るものであらう。前半部分でのごとく「州縣と國官邑官とか共に文帳を執り、其の戸數に准じて其の租調を收むることを復旧させよう」と、なあ同時に「舊制」を復活するには不可、と判断させ下のには當時どのような事情があ、下のであらうか。

すなわち社会的現実として、高宗中晚期から睿宗期を通じて漸く多丁戸の広範な出現を

みるに至り、併せて食実封制運用のルーズ化（例えば「自徵」・「移改」等）も手伝つて、三封丁以上<sup>1</sup>の封戸が常態ですらあるといふとさ、状態に立ち至つていふと考えざるをえない。三封丁以上<sup>1</sup>の封戸がとはや常態ですらありうるといふのであれば、「舊制」における三丁已上ある場合に限つての三分制規定は、三分制の「不利」を各封家に共有<sup>2</sup>拡散せしめるとはいえ、ひとたび拡大したのちの封家による「高資多丁者」追求の衝動に對しては、事実上それを規制しえないばかりか、いなでしろ拍車を加えるべく作用する他なかつて、とみとめられるからである（本稿、一三一页）。

かくて、「均爲三分、其一入官、其二入國」とみえる資料[A]の後半部分は、国家財政を再建するとの意図をも兼ねて、そうして社会的現実へと一定の規制を意図せる対応であつて、と了解しうるのである。しかして延和元（一二〇）年八月庚子に即位し、わざか十年の治世を経て、ばかりの玄宗にとつては、改良その

とのが限られた内容にとどまらざるをえないから、下。その意味でと、それは移行的措置である。然るに、三丁以上＝三分制（「舊制」）とは、一見似てゐるようではありながら、國家の政策的意図においてはすでに根本的に別のものであつた。すなわち、ここでは「舊制」と全く異なり、とはや三丁以上の大型「戸」として見出される封戸をこそ予定し且つそれに対する対策として、三丁以上の部分に限らず、全封丁分をば三分制の対象へ移しているのである。三丁以上封戸の広範な存在といふ現実を否定することにはすでにかなはず、かといつて課丁の庸調絹數の過半が封家に占められといふ事態を放置しておくことと許されない中で、玄宗のさしあたりとりえ下苦肉の策がこの「均爲三分」の方策であつたのだろう。實際、この方策を以てしても、封家による「高質多丁者」追求は止めるべくもないのである。それ故に、「均爲三分」方策のこうした移行措置としての不十分さは、窮屈のところ

「開元中定制」へ移行することで補われねばならぬか、云ふのである。

したがて第三に、「以三丁爲限、租賦全入封家。」なる「開元中定制」は、その改良における一步すすんで徹底性のゆえに、さらに十年の年月を俟たねばならぬか、云ふのである。

唐会要の記事でこれをみるなら、  
請諸食實封、並以（三）丁爲限、不須一分入官。其物仍令出封州隨庸調送入京、其腳以租腳錢充、並於太府寺納、然後準給封家。とあつて、より詳しくその内容を知る。ここに至り、三丁以上の中戸を漁る封家の衝動が根柢を失ない、「自徵」等の不正行為もまた最終的にその途を断たれ云々のである。

とはいえて別の見方をし云ばあい、この「開元中定制」は、開元十年「均爲三分」方策の延長線上に横たわるそれの制度的純化形態ではある、云々として、本質的にそれから区別するべき性格のものではなか、云々に思う。といふのは、「均しく三分と爲」す開元十年

の場合と、「三丁を以て限と爲す」開元二十一年の場合も、そもそもそうした制度的改变を余儀なくさせたところの背景にまでは、改变の手が及んではいない。すなわち、三丁以上封戸の広範な存在という事実そのものには畢竟技术をも下さるかの如く(封物計算上、三丁を越える課丁をば切つて捨てるよう求めているのみである)、むしろそのような現状の追認を前提とした、程度の差こそあれいざれも技術的改良の域に止まつていふ、と判断されるからである。<sup>翻</sup>て三丁以上封戸の広範な存在といふ事態は、高宗中晚期(睿宗期)における「移改」・「富戸」漁り等、たゞ単に封家の多丁戸取揃えと、う多分に技術的要因によつてのみ齎されたものではなかつた。仮りに社会における封戸およびその母体たる「百姓」、「戸」の状態は一定不变で、たゞ單に封家による多丁戸の取揃え行為がかかる事態を惹起せしめてとするなら、「開元中定制」の重點はそれの嚴禁をうたうことにして置かれて

「そしかるべく、必ずしも「舊制」を廢して  
 「以三丁爲限」を打ち出す必要はなかつて  
 あらう。しかるに、そうして仮定は成り立ち  
 えなかつのである。すなわち、史書には  
 貞觀永徽之前、皇猷惟穆、咸亨垂拱之後、  
 淳風漸替。征賦將急、調役頗繁。選吏舉人  
 涉於浮濫、省閣臺寺、罕有公直、苟貪祿秩、  
 以度歲時。中外因循、紀綱弛紊、且無徵革、  
 犯乃滋深。爲官既不擇人、非親即賄、爲法  
 又不按罪、作弊寧逃、貪殘放任者相仍、清  
 白潔己者斯絕。<sup>(29)</sup>

とあて、武則天朝政の咸亨・垂拱以降官界  
 の腐敗墮落したことを伝え、延いてはこれが  
 今天下戸口、亡逃過半、租調既減、國用不  
 足。<sup>(30)</sup>

とて、一方で逃亡戸口を簇生させ、また  
 又比縁征戍、巧詐百情、破役隐身、規脫租  
 賦。今道人私度者、幾至數十萬。其中高戸  
 多丁黠商大賈、詭作臺符、羼名偽度。

又重賂貴近、補府若史、移沒籍產、以州縣

甲等、更爲下戸。當道城鎮至無捉驛者、役  
逮小弱即破其家<sup>(33)</sup>。

とあつて、他方で仏寺・道觀への僧侶・道士としての偽度、或いは官使・官司への色役・職掌人又は兵士としての影庇を醸していたのかたつて、今天下の戸口は、亡逃するもの半ばを過ぐ」といわれて、いふに、「厖大なる数にのぼる「百姓」」「戸」の戸籍から離脱であり、階層分化であつて、折しも勅諸州百姓、乃有將男女質賣、託稱傭力、無錢可贖遂入財主、宜嚴加禁斷。<sup>(32)</sup>

長安二（七八〇）二年二月十二日

この勅が發布されることは、それほどかわられるのである。時に当たり「百姓」「戸」の一部が上層への分化を辿り、下過程を具体的に明らかにすることは、必ず今後の課題とせざるをえないが、石のごときその下層への分化が進行する中で、既存の「高戸多丁點商大賈などとは別に、他方での新戸な上昇部分が生み出されていたであろうことは、けじれ十分に

考えられるのである。均田制下戸籍の崩壊形態を表示するかの大暦四年手實残卷にあって、「大暦四年に在籍する十六戸中、一戸に二人以上を含む一戸にてみると、内單家族と見られるのは僅かに五戸にすぎず、残りの六戸には成年兄弟や傍系親が含まれる」<sup>(132)</sup>。「一戸當りの平均口數が田人強（乾元四年）<sup>(133)</sup>と甚だ少い」本手實記載にみてとこの徵（大家族型の構成・山根）が明瞭に認められる<sup>(134)</sup>と、いう事実に着目すれば、「百姓」は「戸」のそし下新戸な上昇部分は、戸籍爲濫を併行しつつ、国家のかかる三族制維持政策の中へ恐らくはその実現の根柢を求め下のであろう。しかして、一方での「百姓」は「戸」による「今天下戸口、七逃過半」との逃亡と、他方での既存「高戸多丁黠商大賈」等による課丁の官場への影庇とは、当時課丁の絶対的減少を齎すことにならずかにも拘らず六十万余戸に及ぶ封丁をなす封家が確保しえ下には、かかる新戸な上昇部分の出現

か、その背後に想定されるのである。三丁已上封戸を封家が追求するに当たり、資料上「高賢多丁者」・「富戸」等と表象され戸ところのものには、多分にそれらが含まれて「戸にちがい」なのである。そしてまたそれは、当該社会が何よりも戸籍（＝基本台帳）に基づく「戸」支配であることによりすれば、取りも直さず三丁已上封戸の如きを広範に出現せしめるに至り、戸といふ国家の「戸」把握の在り方をめぐる問題として理解されねばならぬであろう。

かくして、この点からみると、「開元中定制」の「以三丁爲分」とは、唐初にあける強権的な「戸」操作と「戸」の保持の在り方と対応するのではなく、却つてそれが不可能になつて、戸段階の一過程をこそ表示しているといえるであろう。現にこの改良によつて得たところが、唐初の如き食实封制の在り方を回復することではなく、むしろこの制度

自身の「年金給チ化」（<sup>（ノルマ）</sup>）抽象的無内容化（封

戸の存在形態とは無関係)に他ならなかつて。そのういう形でしか改良も実現できなかつてあらう。唐初の「<sup>35)</sup>」とき食実封制の在り方には、唐初における「<sup>36)</sup>」とさ國家の「戸」支配の内容が対応していだからである。これに対するに開元中、玄宗修道德、以寬仁爲理本、故不爲版籍之書、人戸浸溢、隄防不禁。丁口轉死、非舊名矣。田畝移換、非舊額矣。貪富弁降、非舊第六。戸部徒以空文總其故書、蓋得非常時之實。

とあるごとく、玄宗開元期にはやはりそれと遠く隔たつて二戸のである。

## 五、おわりに

時期的には唐の初期より高宗朝以後・玄宗開元期にかけて、制度的には、「凡一戸則以一丁歳調給え」) → 「三丁已上、一分入國」→ 「均爲三分」→ 「以三丁爲限」という形式推移に着目しつつ、およそ唐朝前半期の食実

制について、これまで私は述べてきた。

そして、その分析の関心は、まずは封戸の存在条件とそれをめぐるての問題であり、さらにはそれと不可分の関係にある、以て封戸に充つべき「百姓」＝「戸」の存在形態および国家の「戸」支配の在り方如何といふ問題である。下。唐では、封家が封戸として所定数の「百姓」を一定地域に賜与せられたばあい、そこには現在する各封戸の実状に即して、含まれていてる課丁数に見合う封物額を収納せねばならぬ。

しかして、唐前半期における食實封制の推移を右の関心よりみてみた結果、そもそも「舊制」から「開元中定制」への移行の間に、そうした改良を余儀なくさせた高宗・睿宗時代における当該制度の展開を中心にはさんで、それの以前と以後とで分かたれるがごとき無視しえない社会の変化が照応していふと考えられる。

## 第一。唐初から不均等な「戸」の存在が事

実としては、下が、下だし高宗期以前には国家がそれを自然的な発展のままに放置してい下とはみとめられず、或いは上からの「戸」操作を通じて不斷に一丁男以上を含む課戸の創出・増大を意図し、或いは他方で極端な多戸戸の出現には一定の規制を加えてい下と見受けられる。同時にこの段階には、食実封制は、一般規定のもとに或る程度まで適法的に運用されてい下。しかし、國家のこうした「戸」支配と食実封制の運用との在り方からみて、一封戸当封下数を二丁以下に止めべく意図した「舊制」は、かかる段階の社会的現実にこそ対応してい下のである。

第二。しかるに高宗中晚期（睿宗期には、「戸」の階層分化が進展し、没落下降してい下階層の他に、新たに上昇する階層と生み出され下ものと推察され、中宗景龍年間、毎年六十万余戸を占める迄に拡大してい下封戸の数は、封家の多丁戸漁りとして思うにこうして下

階層の封戸によつて満たされることが多かつたであろう。しかして、三丁以上の中戸が今や常態で下りあるといふごとき状況に下ち至つてい下のであつて、すでに「舊制」は現実的な機能を失なつて下のである。そしてまた、「百姓」＝「戸」の間に新下な階層分化が進み、三丁以上の中戸のごとを広範に出現せしめるに至り下こと自体、当時の国家権力が現存の「戸」を維持する機能すら十分には果下しえなくなつて下ことを示している。

第三。下か、て立宗による「開元中定制」は、以上のごとき事態を歴史的前提とし、それに対する政策的対応であつた。この政策で、田丁以上の封戸を追求することが經濟的に無意味にせられ、「自徵」等の不正行為もまたその途を最終的に絶下れ、課丁に占める封丁の數が今や大幅に減少し下であることは疑ひない。しかるに、一方でこれは、そもそもこの下制度的改変を余儀なくさせ下ところの

背景——三丁目上封戸の如きを広範に出現でしめるに至り、下國家の「戸」把上の問題にまでは改変の手が及んではいなないのである。すなわち、眼前にある多丁戸の広範な存在といつ現実には目をつぶり、むしろ“封戸の存在形態”を捨象して食実封制へと歩みを開始してしまおのである。そこにはもはや、強力な「戸」支配・把握に裏づけをもつ唐初の食実封制の二面影はない。